

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和四十八年二月二十七日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 田中 六助君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 木部 佳昭君

理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君

理事 田中 榮一君

理事 松永 光君

理事 加藤 清政君

理事 佐野 進君

理事 藤田 高敏君

理事 野間 友一君

理事 宮田 早苗君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

科学技術庁長官 前田佳都男君

公正取引委員長 高橋 俊英君

公正取引委員長 吉田 文剛君

経済企画庁長官 橋口 隆君

科学技術庁原子力局長 成田 壽治君

大蔵省銀行局長 吉田 太郎一君

通商産業省事務次官 塩川正十郎君

通商産業省企業局長 山下 英明君

通商産業省繊維雑貨局長 齊藤 英雄君
通商産業省公益事業局長 井上 保君
中小企業庁長官 莊 清君
中小企業庁次長 森口 八郎君
厚生省環境衛生局長 加地 夏雄君
環境衛生課長 藤沼 六郎君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

二月二十六日

登録、無登録機械の差別撤廃並びに繊維産業の振興に関する請願(荒木宏君紹介)(第六九三号)
同(神崎敏雄君紹介)(第六九四号)
同(野間友一君紹介)(第六九五号)
同(米原和子君紹介)(第六九六号)
麻織物調整規則施行による無登録機械の取扱い等に関する請願(瀬崎博義君紹介)(第六九七号)

通商産業省の無登録機械処理方針等に関する請願(荒木宏君紹介)(第六九八号)
同(神崎敏雄君紹介)(第六九九号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)
金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一七号)
通商産業の基本施策に関する件
経済総合計画に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○浦野委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、機械類信用保険法の一部を改正する法律案及び金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次政府より提案理由の説明を聴取いたします。中曾根通商産業大臣。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案
機械類信用保険法(昭和三十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「購入資金借入保証契約」の下に「並びにリース契約」を加える。
第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条に次の三項を加える。

3 この法律において「リース契約」とは、機械類を使用させる契約であつて次の各号に適合するものをいう。
一 機械類を使用させる期間が三年以上において政令で定める期間をこえるものであり、かつ、当該期間の開始の日(以下「使用開始日」という)以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものであること。
二 対価を政令で定める回数以上に分割して受領することを条件とするものであること。その対価に關する契約の内容が政令で定める要件に適合するものであること。

三 機械類を使用させる期間が満了した後当該機械類の所有権が相手方に移転する旨の定めがないものであること。
4 この法律において「第一種機械類」とは、割賦販売契約又は購入資金借入保証契約による取引につき信用保険を行なうことが中小企業の設備の近代化を図るため必要であり、かつ、機械工業の振興に資すると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において第二種機械類とは、リース契約による取引につき信用保険を行なうことが中小企業の設備の近代化を図るため必要であり、かつ、機械工業の振興に資すると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。
第三条第一項中「機械類」を「第一種機械類の」に、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条第二項中「機械類信用保険」を「前項の機械類信用保険」に改め、「締結した」の下に「第一種機械類に係る」を加え、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条の次に次の一条を加える。

「第一種機械類」に改め、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第三条の二 政府は、会計年度ごとに、リース業者(第二種機械類をリース契約により使用させる事業を営む者をいう。以下同じ)を相手方として、政令で定める第二種機械類の区分ごとに包括して機械類信用保険の保険契約を締結することができる。

2 前項の機械類信用保険は、リース業者が締結した第二種機械類に係るリース契約につき、政府とリース業者との間に、使用開始日後に到来する支払期日において支払を受けることができなかつた対価の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。
3 前条第三項の規定は、第一項の保険契約の締結について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「製造業者等」とあるのは「リース業者」と、当該割賦販売契約又は購入資金借入保証契約」とあるのは「当該リース契約」と読み替へるものとする。
4 第四条中「前条第二項」を「第三条第二項」に、「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次

の一項を加える。

2 前条第二項の保険関係においては、リース契約に基づく対価の額のうち使用開始日後に受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

第五号第三号中「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三号の二第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうちリース業者が支払期日において支払を受けることができなかった対価の額(会社更生法の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該支払期日後において支払期日の到来する対価を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その対価の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 当該リース契約に係る第二種機械類の処分その他損失を軽減するために必要な措置を講ずることにより回収した金額

二 支払期日において支払を受けることができなかったことにより支出を要しなくなった金額

第六号中「第三号第一項」の下に「及び第三号の二第二項」を加える。

第七号中「第三号第一項」の下に「及び第三号の二第二項」を加え、「その」を「これらの」に改める。

第八号中「機械類」を「第一種機械類」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保険金の支払を受けたリース業者は、第三号の二第二項の保険関係が成立したリース契約に基づき対価の回収又はそのリース契約に係る第二種機械類の処分その他当該第二種機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

第九号中「第五号」を「第五号第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、保険金の支払を受けたリース業者について準用する。この場合において、同項中「第五号第一項」とあるのは、「第五号第二項」と読み替へるものとする。

第十号に次の一項を加える。

2 前項の規定は、リース業者について準用する。この場合において、同項中「第三号第一項」とあるのは、「第三号の二第二項」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

機械類のリース契約による取引が増加しつつある現状にかんがみ、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類のリース契約による取引について政府が信用保険を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱促進事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金属鉱業事業団法

第一条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改め、「資すること」の下に「並びに金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行ない、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱業等の健全な発展とに寄与すること」を加える。

第二条及び第六号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

第八条第一項中「二人」を「四人」に改める。

第十八条第一項中第七号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け

八 金属鉱業等(通商産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

九 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証

十 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導

第十八条第一項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

第十八条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項第十二号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び第九号」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「金属鉱物探鉱債券」を「金属鉱業債券」に改める。

第三十二条第一号中「第十九条第一項」を「第十八条第三項、第十九条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十八条第一項第八号若しくは第二項」に改める。

第三十五条中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱業事業団という名称を用いている者については、改正後の金属鉱業事業団法第六号の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱業事業団」に改める。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)
---------	-------------------------

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)
---------	-------------------------

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中金属鉱物探鉱促進事業団の項を次のように改める。

金属鉱物探鉱促進事業法(昭和三十一年法律第七十八号)

登録免許税法の一部改正

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中 三 金属鉱物探鉱促進事業

金属鉱物探鉱促進事業法(昭和三十一年法律第七十八号)を

三 金属鉱物探鉱促進事業法(昭和三十一年法律第七十八号)

に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十一條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業法」に改める。

理由

金属鉱物等による鉱害の現状とその防止に関する社会的要請にかんがみ、金属鉱物等による鉱害の防止を促進するため、金属鉱物探鉱促進事業団に金属鉱物等による鉱害の防止に必要な資金の貸付業務等を行なわせることとし、及びこれに伴い同事業団の名称を金属鉱物探鉱促進事業団に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

に追加し、今日に至っております。

本保険制度は、発足以来すでに十二年近くを経過しておりますが、この間、割賦販売等に伴う代金不払いのリスクを保険することにより健全な割賦販売等を促進し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに貢献してきております。すなわち、本年度についてみましても、本保険に付保される機械類の販売は件数にして約一万五千件、金額にして約四百億円のぼる見込みであり、また保険に加入している製造業者等の数は約五百五十社に及び、中小企業者、機械工業界の双方にとって重要な施策の一つとなっております。

今回の法律改正の趣旨は、本保険制度を拡充し、新たに機械類のリースによる取引につき信用保険を行なうこととあります。

リースは、所有権を譲渡することなく、使用権のみを長期間にわたって特定の相手方と与えるもので、近時、わが国におきましても機械類のリースによる取引が増加しつつありますが、特に中小企業におきましては、資金の有効活用、技術革新に伴う機械の陳腐化の防止、会計事務簡素化等の利点を有しているため、リースの利用はその設備の近代化をはかる上で有力な手段の一つとなるものであります。また、リースの利用が進みますことは、機械工業の側から見ましても新型機械の普及等の面できわめて有意義なものであります。

しかしながら、中小企業にはまだ信用基礎の確立していないものが多く、長期間にわたるリースを受ける場合にはその使用期間中における景気変動に伴いリース料不払いの事態等が懸念されます。また、リース業者も中小企業にリースすることをためらいがちであり、中小企業向けのリースは円滑さを欠いている実情にあります。

このため、政府がリース業者を相手方とする保険契約を締結し、万一リース料不払いが生じたときはその損害の二分の一を補てんすることを内容とする信用保険を実施し、中小企業の信用力を補完することによりまして機械類のリースを普及し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に

資することとした次第であります。リース信用保険の保険契約、保険金等に関する制度の基本的仕組みは、現行の機械類信用保険と同様であります。

今回の改正によるリース信用保険制度の創設は、以上申し述べましたとおり、今後中小企業が設備の近代化をはかってく上できわめて有意義な施策であり、全国の中小企業関係団体からも強い要望が出されているところであります。ぜひ本制度の実現をはかることが必要であると信ずる次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、金属鉱物探鉱促進事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、イタイイタイ病を契機としたしましてカドミウム等の重金属による鉱害問題がクローズアップされてまいりました。また、昨年宮崎県土呂久鉱山の砒素中毒問題の例に見られますように、休廃止鉱山による鉱害問題も大きな社会問題となつてきております。

これは鉱山の鉱害問題が、一般産業における公害と異なり、事業活動が終結した後においてもカドミウム、砒素等の重金属を含んだ坑廃水が流出し、また堆積物の崩壊、流出、浸透水等により鉱害を発生し続けるという特殊性があるためであります。現在全国には七千をこえる金属等の鉱山がありますが、その大半が膨大な蓄積鉱害源をかかえているに及びます。また、現在操業中の鉱山については、鉱山保安法に基づき強力に規制、監督を実施しているところでありますが、なお相当な鉱害源が残存するという事態を招いております。

このような鉱害の状況に対処し、国民の健康と生活環境の保全をはかることは緊急の課題であり、このためには鉱害源を処理するための鉱害防

止工事に早急に着手するとともに、これを計画的に実施し、現在までに蓄積されている鉱害を一掃する必要があります。

一方、鉱山による鉱害の特殊性と、現在の鉱害を取り巻く経済情勢にかんがみると、以上の対策を円滑に推進するためには、規制の的確な実施に加え、鉱害権者に對し長期低利の融資等を行ない、鉱害防止工事の実施を進めやすくする体制を整備することも、また不可欠であると考へます。さらに鉱害防止義務者が存在しない鉱山にかかる鉱害防止工事については、その基礎調査と技術指導等の一そうの充実をはかり、工事の的確を期するとともに、その促進をはかる必要があら

ります。

政府といたしましては、昨年来これらの施策を実現するための予算上、立法上の措置について鋭意検討を進めてきたところでありますが、このたび、従来の金属鉱物探鉱促進事業法を活用して、先に申し述べた資金の貸し付けその他の蓄積鉱害の一掃をはかるための事業等を行なわせることとする等の成案を得るに至りましたので、ここに金属鉱物探鉱促進事業法の一部を改正する法律案を国会に提出いたしました。

以下同改正法案の内容の要旨を御説明申し上げます。

改正の第一は、題名並びに事業団の名称の変更であります。あとで申し上げますように事業団の業務の拡充に伴い、法律の題名を金属鉱物探鉱促進事業法に改めるとともに、金属鉱物探鉱促進事業団の名称を金属鉱物探鉱促進事業法に改めるとしております。

改正の第二は、目的の追加であります。法律の目的に金属鉱物等による鉱害の防止に必要な資金の貸し付け、その他の業務を行ない、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全と金属鉱物等の健全な発展に寄与することを加えることとしております。

改正の第三は、業務の追加であります。事業団は、従来、金属鉱物の探鉱、開発を中心として業務を行なつてまいりましたが、鉱害の防止に関し

て、次の三つの業務を加えることとしております。一、金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸し付け、二、金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金にかかる債務の保証、三、金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。以上の主要な改正点に加え、金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸し付けを事業団の業務に追加するとともに所要の規定の整備等を行なうこととしております。

法の施行期日は、公布の日から起算して三カ月をこえない範囲内において政令で定める日としております。

なお、金属鉱山等の鉱害対策につきましては、本法案とあわせて後日金属鉱物等鉱害対策特別措置法案を今国会に提出し、万全を期することとしております。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で提案理由の説明は終わります。

西案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○浦野委員長 通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。質疑の申し出があります。これを許します。佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、通商産業大臣の所信表明に関する件につきまして若干の質問をいたしたいと思ひます。

現在の経済問題の最大の課題は、円の切り上げを含む一連の経済情勢の変化に対応する対策だと思ひます。

そこで、通商産業大臣の所信表明につきまして私何回も読ましていただいたのでありますが、今日の経済変動をもたらした最大の原因が、通商産業政策の持つ欠陥の露呈といつてもいいのではない

いかと私は感ずるのでありますけれども、この所信表明全体を見ましたところ、大臣の所信の中では、たとえば一ページの終わりから四行目、いわゆる「成果を収めて参りました」、「国際経済情勢につきましまして、一昨年十二月のスマソニア体制の下に、云々」というような形の中で、通商産業政策について成果をおさめてきた、こういうような評価をまず大前提にいたしておるわけ

それで、通産省の持つ今次の経済変動に対する認識はすべてここに集約されるような感じがあるわけですね。そういうような観点からこの全体を見てみますと、いづれにいたしましても、政府の責任は全く成果をおさめた方向においてのみあるものであり、たまたま起きた方向においてのみある理由、あるいは将来行なわれるであろう円の切り上げの固定相場制に対する復帰の問題等に関しては、いままで行なってきた成果の上に立つ一定の状態であり、しかもそれが成果の上に立つ状態であるというように表明しているように見受けられるわけであり

通産大臣にお伺いいたしたい第一の問題といたしましては、今日の経済情勢に対する、通産大臣としては、この所信表明の前提として説明されておるうちに、成果をおさめてきた、このような評価の中で、一体どのような成果が具体的ににおさめられているのか、このことをひとつまず冒頭に

○中曾根国務大臣 まことに恐縮でございますが、私はその部分は発言しなかったものであります。私、読んでいるうちに、このことは適当ではないと思ひましたから、そのところは吹飛ばしまして、努力をしましただけで、そういうように申し上げたはずでございます。

○佐野進委員 これを読んでいないからといって、これは一般的に出る問題であるし、さらにいろいろな通産省の関係しているあらゆる書類、発行されている書類を見ても、このような形の中で説明されておるわけですね。たとえば、通産ジャー

ナル等を見ましてね。したがって、私は、これがわれわれの目の前に出されたわけで、全体が出ているわけではございませんから、その点につきましまして委員長のはうで適切な処置を、そのようなことであれば、ひとつお願いしたいと思ひます。

努力を続けてきたということでございますが、そこで質問を続けてまいりたいと思ひます。でございますが、日本政府の責任ということについてはむしろ通産省の責任ということ、どのように考えておられるか。今日の事態に対して努力を続けてきたけれども、その努力の成果が具体的にあらわれていないということになりますと、どのような努力を続けてきたかについて、ここに幾つかの問題点が書いてあるのをごさいます。これが結局政府として十分なる成果をあげることができなかった、こういうように認識してよろしいかどうか。

○中曾根国務大臣 けっこうでございます。

○佐野(進)委員 そういたしますと、努力をしてきたけれども成果をあげることができ得なかった、その最大の原因は一体どこにあるのか、今日の事態が発生した最大の原因がどこにあるのかというところになるのであります。

そこで、また読んで、読まないということになりますと問題がたいへんやっかいになりますけれども、ここで私が大臣にお伺いいたしたいことは、結局今日の事態がアメリカの圧力によって発生してきたのだということ、世界じゅうにおいて誤らざる認識だと思ひます。と、そこが、それらの点につきましまして、第三ページから、「まず第一に、対外経済政策について」云々から、四、五ページにわたる中で、大臣はこのように言われているのであります。貿易の分野における一番最後の項において、「今回の為替変動相場制への移行によりまして、日米貿易バランスも改善に向かうものと期待され、その推移を見守ってまいりたいと考えております。」と、こういうように言われているのであります。その前段におい

て、国際収支の項におきましては、これだけの努力をしたということでは非常に高くその努力を評価しておられます。その評価しておられるこの文言は、とりもなおさず、一番最初私が御質問申し上げました「成果を収めて参りました」という項に関連して、「昨年十月、政府は第三次円対策を策定し、云々」という五本の柱の実績がこのような成果をあげてきた、こうなってくるわけであり

そして、そういうふうな成果をあげてきた現状の中で、現在、為替変動相場制に移行しているが、結果的には、この為替変動相場制に移行したことによって、日米貿易のアンバランスが是正され、いわゆる日米貿易のバランスが改善に向かうものであると考える、このことは、一番最初の文章が、努力を続けてきたということでございますから、文章がきちぐはぐになつてくるのであります。が、私は、円の変動相場制への移行が、日米経済関係改善に対する非常によい政策であるがごとき印象を受けるわけであり。それが、第一に、五本の柱によるところの黒字基調解消のために努力してきたということと関連して、円の変動相場制移行がきわめて好ましい政策の展開であるがごとき印象を受けるのであります。となりますと、先ほどの成果をあげたということは、成果をあげたということではなく、努力をしてきたけれども十分なる成果をあげることができなかったということと関連して、非常にこの意味が合はなくなつてくるわけでございますが、この最後の「今回の為替変動相場制への移行によりまして、日米貿易バランスも改善に向かうものと期待され、云々」という条項についての大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 まことに恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、成果をあげるというところは、私、削除いたしました。努力をしてまいりましたと、そう申し上げたのでござい

の推移を見守ってまいりたい」と、こういうことばを書きましたのは、今度の変動相場制移行というものは、やむを得ざる措置としてわれわれとしては涙をのんでやった、そういうことでございませうが、しかし、ともかく結果的に見れば、われわれとしては、こういう今日ありとは予期しないような事態、いわば不幸な事態におちいってしまひまして、われわれとしては大いに反省しなければならぬところではございませんけれども、結果的に見ると、これで、ある程度黒字の問題もバランスを回復する方向にいくという予想はつくと思ひます。で、その推移を見守っていききたい、そういう意味であります。

○佐野(進)委員　ここであまり時間をとるわけにはまいりませんので、進めたいと思ふのでありますが、大臣に、次の質問にもからんでまいりますから伺ひたいのですが、この文章そのものを見ますと、何としても、所信表明として大臣が商工委員会で一番最初の意見を發表するに際して、現状、起こりつつある事態に対する認識がきわめて甘い、甘いというよりか無責任だというようにしかとられないところがあるという出でくるわけなんです。

いまの為替変動相場制への移行によりまして、「日米貿易バランスも改善に向かうものと期待され、」——これはだれの犠牲によつてそういうように期待されるようになるのか。結果的には、そのことによつて得る利益はアメリカであり、言うなれば、ニクソン大統領を中心とする経済ブレインがその政策の成功を心から喜ぶという形の中において、この事態は進展しつつあるわけですね。わが国はこの事態の発生によつて、産業界をはじめ中小零細規模企業者一般に対して、一般勤労者に対して、はかり知れない不安を与えているのであります。不安を与えるということは、いままさに起きつつある事態がこれ以上深刻になるであらうという予測をだれしも完全に行なうことができるわけではございません。

もちろん、それは変化することもありますけれども、

ども、そういうような状況の中でこのような文章のもとに通産行政が行なわれていくということになるならば、しかも大臣の第一回の所信表明がそのようなことであるとするならば、私は、いままでの通産行政の積年の弊害が今日の事態を招いたと言つても言い過ぎでないと思ふ現況の中において、なおこのような文章の中でその所信を表明し、今後の通産行政を続けていかれるということについてはたいへん危惧を持つわけでありませう。この点について、いま一度、次の質問の関連がございしますから、アメリカの利益が守られ、日本の利益がそこなわれたのではないかと私どもは認識するのであります。大臣は、日本の利益はこれによつて守られたとお考えなのかどうか、この文章の範囲内において伺ひしておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣　通産省当局といたしましては、円が変動相場制に入つたということは遺憾な事態でございまして、先生おっしゃるとおり、われわれは反省しなければならぬところであると思つております。

○佐野(進)委員　そこで、次へ進みたいと思ふのであります。私は、大臣の答弁と、この文章をだれが書いたのかわかりませんが、文章とがだいいちぐはぐなので質問がやりにくくてしようがないのですけれども、いづれにせよ、質問を続けていきたいと思ひます。

いま巷間いわれているところによりますと、いわゆる二百六十四円ないし二百六十二円、二百六十五円というように、変動相場制ですから日々刻々刻変化を続けておりますけれども、しかし一応普通常識においては、円の切り上げは一〇%、せいぜい二百八十円台程度でおさめるのではないかと、いうように予測されていたのが、ドルの切り下げにおいて実質的に一〇%以上切り上げになつてきておるわけではございまして、さらにその上に変動相場制において一六%以上にその切り上げが実際上行なわれているわけではございませう。したがって、この変動相場制がいつまで続くか、その続く中において将来どうなるかということに対して、

各産業界、中小企業界等におきましては前途に大きな不安を持つておられるわけではございませう。したがって、一日も早く、一刻も早くその不安を解消してやること、そして健全なる産業活動が展開されることに對してその対策を示すことが通産行政の当面する緊急の課題でなければならぬと思ふのであります。

そこで、巷間伝うるところによれば、すでに産業界においては、もはや円の固定相場制復帰の際には切り上げ幅は二〇%以上になるのではないかと、実質的にはいわずに二二%の切り上げ、二百五十二円四十六銭、下限においては二百四十七円三十九銭程度において円の切り上げが行なわれるであらう、したがって、その切り上げ幅の中において今後の輸出産業ないし経済活動について対応すべきであるというようなことが、一般的常識としてあらゆる産業界において流布されておるやに聞きます。そのような大幅な切り上げになつたとき、日本経済の受ける打撃というものは非常に大きい。したがって、円の変動相場制については相当長期間にわたつてこれを維持しなければならぬ、このようなことが政府の最高方針であるやに、これまた流布されているわけではございませう。したがって、円の変動相場制がいつまで続くのか、その続いた状況の中において一体幾らに円が固定されるのか、これは現在の産業活動その他全体に対する非常に大きな課題でございませう。

この課題は、単に金融政策上の問題だけではなく、産業政策上における問題として、通産行政の課題、問題として、通産行政担当責任者である通産大臣は最も大きな関心を持つて対処しなければならぬ、日銀、大蔵大臣と同様、それ以上の責任ある態度を示さなければならぬと思ふのであります。通産大臣は、変動相場制は一体いつごろまで続いたらいいのか、固定相場制復帰に際しては、一体どの程度が最小限ぎりぎりのものであると考えるのか、この点についてお尋ねいたします。

○中曾根國務大臣　どの程度続くかということ

は、一体ドルあるいは円あるいはマルク、そういう諸般の国際通貨がどういう水準で安定すること、一番要であるか、そういう国際経済情勢が円滑に動くようになることが最も望ましいことではないかと、そういう諸般の通貨の情勢もよくにらみ合せてきめるべきものであるだらうと思ひます。現在、ドルはまだ多少動揺もしております。安定点がどういうところに落ちつか見当もつかないという状況でもございしますから、しばらく推移を見る必要があると思ひますが、いづれにせよ、円ばかりを考えないで、やはりほかの外国通貨とのバランス等も考える必要がある、そういうふうに思ふのであります。

それから、どの程度の切り上げ率が適当かというところは、その時点における実勢相場をまず勘案して、そして将来の展望をも踏まえて行なわなければならぬだらう。今日の程度になるかということ、はまだ予測することはできない状態ではございませう。

○佐野(進)委員　いま私の申し上げたことは、社会一般の中で流布されている一つの考えだということでは私は質問申し上げましたから、大臣がこの席でこれこれこうだと明確な答弁ができればよいと思つておられます。しかし、私は、いづれにせよ諸情勢を勘案しながら、固定相場制に復帰する際において円切り上げ幅をきめるということ、いま私がそれはいけなかつたかといふ議論することではなくして、当然のことだと思ふのであります。しかし、しかし一日も早く、できるだけ切り上げ幅を少なく、しかも将来またまた円切り上げ幅を少なくても済むような、そういうような、単に円の固定相場制復帰、円の切り上げ幅の決定ということだけでなく、それに関連する諸政策との関連の中において、それらの問題が決定していかんやうな問題に對して、それが、当面通産行政としてどうあるべきかということについて全力を尽くしていかなくてはならぬと思ふのであります。

ところが、いま私どもの仄聞する通産行政全体

の中においては、当面する対策等についていろいろ意見を出し、あるいは対策に奔走しているように見受けられますが、基本的な問題について、また円の再切り上げが行なわれる、その次にさらなる幅がだんだん大きくなっていく。田中総理に言わせれば、円が強くなるのはいいだろう、そういうような無責任なことを言っておりませんが、それでは済まないとするれば、当面する事態に対応する通産行政対策は——もちろん将来への展望の中において、通産行政対策はどのように転換していくのか、これは非常に大きな課題であらうと思うのではありません。したがって、大臣の通商産業政策の転換、行政の転換に関する考え方がもしあるならば、お聞かせを願いたいと思います。

○中曾根国務大臣　やはり日本は国際社会の中に生きていけるものでございますから、アメリカあるいは共產圏あるいはヨーロッパ、E.C諸国、それらの国々の動向及び通貨の強弱等をよく見抜くこと、それからそれらの国々が貿易通商問題、通貨問題等についてどういう意図を持っているか、日本に対してどういう希望なり要望を持っているか、そういうことをよく見抜きまして、長期的な彼らのゴールをよくにらみながら、日本の立場をきめていくということが大事であるだろうと思います。そういう点では、私は、ある意味においては国際主義者でもあります。ただし、日本の中小企業や日本の産業を守らなければならぬという重要な要素もございますから、今回の変動相場制の実施によってどういう痛手を具体的に受けているか、目下いろいろ調査を実施中でございます。

「委員長退席、田中(六)委員長代理着席」
 そういう国内的なダメージもよく見ながら、いままでのような国際的な諸関係との調和点をどこにとるか、しかもそれはいまおっしゃいましたように、長期的に安定するということが非常に大事でございますから、長期的に長続きする定点はどこの辺にあるかということをにらむということが非

常に大事でございまして、その点は、事務当局と一番真剣に目盛りの推移をいま見つつある、そういう状態でございます。

○佐野(進)委員　それでは、その通商産業政策の転換に関する目盛り云々ということを言われておりますので、具体的に二つばかり質問してみたいと思うのであります。

一つは、いわゆる日米貿易の均衡をはかる。先ほどの方針の中にも、これは円の変動相場制移行によって均衡をはかると書いてありますけれども、円の変動相場制への移行によって均衡をはかるといふことは、わが国の犠牲によって均衡をはかるということになってくるわけですが、しかし、わが国の犠牲によらざる日米貿易関係の均衡をはかるといふことは一体どういうことか。そのこと自体がやはり当面する円問題の最大の課題でありますので、通商産業政策の転換を行なわなければならないといふことは、たびたびいろんな形の中で出ておりますけれども、その具体的な方法は、もし片りんでもあるならお示しを願いたいと思うのです。

○中曾根国務大臣 われわれの立場からしますと、通貨の調整というものは、どっちかといえば第二次的なもので、実態的調整のほうが大事だと思ふのです。実態的調整ということは、やはり両国の中における需要供給の関係、そういうものが一つのメルカールになつて出てくるのだろうと思ひます。そういうふうになつて、それを、つくつてゐる基礎になるのは、産業の構造の問題がございしますが、産業の構造転換ということが、やはり実態的調整の基礎的な施策になるだらうと思ふのです。

日本としては、LDC諸国からは追い上げられておりますし、またアメリカその他先進諸国には天井打ちという、コンピューターその他のような問題もございます。その中において、日本が国際社会においてあまり外国に被害を与えないで、しかも自分の生活を充実していくという道をさがす。これがやはりわれわれの方向です。端的に申

上げれば、知識集約産業とか、あるいは福祉国
 家型とか、こういうことでございますが、要する
 に LDC 諸国よりも高級品をつくっていく、ある
 いは付加価値の高いものをつくっていく、そうい
 う方向に進めて——これはものによっても違いま
 しょうが、アメリカその他の間においては水平分
 業の形に移っていくことが望ましい、そういう方
 向に産業転換の指導をしていきたいということが
 基本であると思っております。

○佐野(進委員) まあこの問題については、議論すれば長くなりますから、一応いわゆる世界貿易の不均衡、特に日米貿易の是正ということに關して通商産業政策の転換をはかる、いままでのいわゆる重化学工業偏重の政策からある程度、構造問題に關連する方向に転換をはかっていくということとは、まあ私どもにもいろいろ勉強させていただいてよくわかるわけでもあります。それだけではたしてこれらの問題の解決が行なわれるかどうか。私は、それ以上に、これらの問題の解決をはかるために、いま大臣が言われたようなことについて、もっと積極的な取り組みをしてもらうということ

とについては賛成でありますけれども、同時に、いわゆる生産第一体制から福祉経済体制への転換、これが通商産業政策の転換の大きな柱になつていかなければならぬじゃないか、こう思うわけであります。生産第一主義に基づくところの弊害が今日の円問題をはじめ、社会各般に悪い影響を与えているとき、相変わらずそれをただ高度化するという形の中において転換をはかろうとするということは、これはもうますます矛盾を深めていくことになるのではないかと。むしろこの際、世界的に日本の貿易伸長に対する批判の第一とし

てあげられているところの働き過ぎ、もうけ主義、これらの転換をどうやってはかっていくのかということに對して、通産当局としては十分積極的な意味において努力をしていかなければならぬじゃないか、こう思うわけであります。このことについてお考えをいただくと同時に、時間がございますから引き続きそれに対して私は次の点を御質問させていただきます。

問してみたいと思うのであります

これらの問題で一番大きな課題となってくる問題は、労働時間の問題があります。週休二日制の問題があります。さらにまた賃金の問題があります。いわゆる分配率の問題に関連いたしてまいります。低賃金、長時間労働、これが今日の弊害を生む最大の原因である、こういわれているわけでございます。通産当局は、今日この週休二日制の問題、あるいは賃金の問題等を中心とする福祉経済転換への方向はお考えになっておられるのかどうか、この際、ひとつ具体的にお答えを願いたいと思っております。

○中會根國務大臣 基本的なことを考えますと、予算の構造、財政計画自体の転換がやはり基本であるだろうと思います。たとえば、国民消費あるいは民間設備投資あるいは政府財政需要、社会資本の投下、そういう面における転換が必要だろうと思います。いままでの六〇年代の成長を見ますと、民間設備投資が主導で重化学工業化が行なわれて、いまそのあと始末をやらされているところでもございます。ようやく財政構造が転換しつつありまして、国民の消費とか、あるいは財政需要とか、公的消費というものが、あるいは公的資本投下というものが非常に中心になってきています。特に最近は今金あるいはそのほかの福祉的な施策が非常に急速に伸びてまいりまして、こういう形の予算の構造の転換を行なうということが基本であるだろうと思ひまして、私はそういう方向に協力してまいりたいと思うわけでございます。それから第二に、週休二日制や賃金問題等はこれとからんでいる問題でございまして、通産省としては、各官庁の中でも週休二日制賛成、推進の

ほうなんです。週休二日制の閣僚協議会がござい
ますけれども、私は、常に積極的な発言をして勞
働大臣に協力しておるのでございます。ただ、こ
れは一律に、画一的に行なうことはかえって角を
ためて牛を殺すということにもなりますので、各
企業の実態に應じて、何も週休二日というのは土
曜、日曜を休むということじゃなくて、水曜と木

いま各銀行をはじめ各方面で、円の切り上げが行なわれた際における四十八年度の経済成長の見通しあるいはこれに対する対策、こういうことについてのいろいろな発表がなされております。大臣もごらんになっておられると思うのでありますが、各銀行等の発表によりまして、円の切り上げが一〇%ないし一五%程度の段階においては相変わらず一〇%以上の成長率を持続するであろう、このように予測が発表されておるわけでありますが、二〇%以上になった場合どのような状況になるかということは、これは想像を絶する切り上げ幅でございますからまだ出ておりません。いずれにせよ、日本経済は円の切り上げが行なわれたとしても、デフレ的状况になるのではなく、相変わらずインフレの様相の中で経済が発展していくであらうということがいわれておるわけ

○中曾根國務大臣 お話の前段の中で非常に重要な問題は、賃金の問題ともからんでまいりましょうが、いま実勢相場で二百六十五円前後が立っておりますけれども、かりにそういうような情勢で推移すると、ことしの下半期ぐらいにはかなりきびしい経済情勢が出てきやしないか、中小企業、輸出関係に対する痛手というものは、その数字だけでもかなりのものが出てくる。それよりさらに下がっていくという情勢になると、相当数の中小企業、輸出関係が痛めつけられる。そうなると、いまわりあい、まだ去年からことしにかけての通貨の流出あるいは過剰流動性の結果でほてりが残っていますけれども、日本経済は冷えてくる、そういう可能性が非常にありますと私は思っております。だから商工業界等についても、前次（前）は必ずしもそうやさしいものではない。これは商工業者みずからがもう気がついていらっしゃると思います。通産当局としてもそう

いいけれども、少し調節が出てくるとまた喫水線下に沈んでしまう、ただ、ほかにやる道がないから、わかつているけれどもやめられないという気の毒な業界、業種があるわけです。これらの問題をこのまま放置していいという段階ではないと私は思うのです。ですから、今回は前以上に、そういう後進国から追いつけられている産業等については、思い切って内需に転換してもらおうとか、あるいは構造改善を実行するとか、そういう点についてかなり強い政策をやらうと指導もやるし、また助成もやるし、ともかく構造転換を促進しよう、そういう決心をもっています事務当局に対していろいろな検討を命じているところでございます。

○佐野(進)委員 私、そういうような状況の中で今日の事態を一般的にながめてみますと、そのような経済的な変動、いわゆる喫水線以下に落ちこぼれ、その存立の基盤を崩壊させつつある企業が存在する半面、円のフロート制あるいはま

あるいは法律におけるところの規制をしよう、強い政治的姿勢をもって、この変動の中で、他人の不幸の中でみずからの利益を追求する飽くなき欲望を満たしつつあるこれらの人たちに對して、一定の制裁的な行動をとうとうということが、一般的には発想として着想が出てきながら、時間と日がたたつてはいつにいつにわたってしまひ、結果的に最後には何にもなくなつてしまつた。こういうような経過がいま私たちの目の前に新聞、マスコミ等を通じて報道されているわけでありするけれども、通産当局としては、これらのいわゆる変動も、他人の不幸の中で利益を得ようとする人たちに對してどのような姿勢をもって臨まれようとするのか、この点ひとつお聞きしたいと思います。

○中曾根国務大臣　これは通貨調整と若干関連はありますが、直接関連しているよりも、ドルの暴落からくる過剰流動性、それからくる一部業者の間ににおける自由の乱用というものからきている問題

題ではないかと思うのです。やはり力のある者が何でも自由だということでも金もうけに社会性を没却して狂奔するということは、これは心ある者は慎んでもらわなければならぬことであります。法というものはすべてを網羅してあるものじゃありませんで、あれはやってはならぬ最低限を規制していることで、そのほかには社会的規範あるいは道徳、そういうような面でも自衛してもらわなければならぬ。広大な倫理的世界というものを没却してしまつて、金があれば何でもできる、そういう自由の乱用ということば慎んでもらわなければならぬ。

政府としては、自由経済、資本主義政策をとっておる国でございますから、できるだけ干渉や統制を避けたいと思つておるし、今後ともそういう政策をわれわれとしては統括していきたいと思つておるけれども、国民生活全般の調和を害したり、あるいは社会的正義感に犯れてくるようなものを放置するわけにはいかないわけなんです。

そこで、今回のようなアイデアが出てきたわけでございますけれども、しかし今度は実際何が有効に行ない得るかという具体的な実行段階の検討をやつてみますと、これはなかなかむずかしいもので、何しろいかに法あるいは権力で行うとしても、商社やあるいは業界、業者のほうは頭がいし、抜け道なんというのは無限にあるわけなんです。右と言えば左へ行く。左と言えば右へ行く。

弁慶が牛若丸を追うような情勢でもあるわけなんです。ですから、法だけで縛り切ろうとしてもなかなか縛り切れるものではない。そこで、その辺をどういうふうにして最も実効性のあることをやり得るかということば、いま党とわれわれは検討をしておるのであります。

また、新聞で見ますと後退という字が書いてありますが、必ずしも後退ではない。何が有効であるかという点を中心を考えるべきである。商社を目前に法律をつくるというのはむずかしいことである、それよりも行為自体を対象にして法律をつくる、そのほうが賢明ではないか、そう

考えております。

○佐野(進)委員 私には時間がありませんからあまり詳しくは申し上げられませんが、私もいろいろ調査したのです。しかし、いま大臣が言われた企業の過剰流動性によるところの余剰資金というもの、昨年のドル・ショック以来六兆一千億、あるいはだぶついたお金で、ともかく金融緩和の中で銀行が無制限に貸し出したこれらの投機資金に類する資金が二十三兆円、これらのものが特に為替変動の中で、その差益でもうけた商社を中心にして、ばく大もなない流動資金が投機によって利益を得ようとして動き回ったということは、もう隠れもない事実だと思つておるのです。それが端的に土地と株、やがて商品に波及していった。これは今日もうどうにもならないところになってきて、自民党のほうで総理大臣がえらいどうも——商社法をつくらなければならぬと幹事長が言つたとか言われないとか、だんだんそれが実施される段階になつてくると、商社のほうの圧力が加つたのか、どこかの圧力が加つたのかわからぬけれども、結局しりすまみになつて、大山鳴動ネズミ一匹も出ないという形になつてきて、大臣のいまのことばではないが、実効ある措置といながら、実効ある措置というものは何があるかということになる、何もないということになつてくる可能性があるわけでありまして。

私は、株の買い占めの問題につきましてここで時間をさいて申し上げる余裕もございませんが、しかしいづれにせよ、商社関係だけで丸紅飯田が昨年の九月期の決算で、三十七億円で半期間における利益をあげる。あるいは三井飯田が四百三十円の株価である。あるいはまた新日鉄は一昨二百円以上がいまお百八十円の近所にある。これらは経済実勢あるいは企業の実態に即した株価であるかどうかというところは、もうだれが見てもわかるのです。土地の値段にしてもそうです。こういうことはだれがやるかということになると、大商社が今日の為替変動の中で、もうぬれ手にアワでもうけ取つたその金を基礎にやっているわけでは

す。経済を攪乱しているわけです。だから、そういうような意味において実効ある措置がとれない。結局それをとるためには、法律でやるよりは行政指導でなんというのを言つたつて、これはどういふものなんでしょう。そこで、これらについてはわれわれ野党のほうも、特に社会党のほうとしても、これはもう少し積極的な今後問題として取り扱つていきたいと思つておりますが、これらについての見解をお聞きしたい。

同時に、一つ具体的な例で、たいへん小さい例であります。中小企業に因連して商社の企業進出、いわゆる産業支配に因連する一例を申し上げて、大臣並びに関係者の答弁をいただきたいと思つております。

それは、商社がいま株、土地さらにまた商品の買い占め等だけでなく、具体的な中小企業分野に対して進出をはかりつつあるという例であります。日商岩井がクリーニング業界に対していまなぐり込みをかけてきている。クリーニング業界というものは御承知のとおり全国で八万三千店あるわけでありまして、その中で二万八千店が取り次ぎ店で、具体的に店を開いているのが五万五千店あるわけでありまして、この年間の売り上げ高が三千億円。したがつて、五万五千店で三千億円しか売り上げのないのきわめて零細規模の中小企業に対して、クリーニング業界に対して、巨大なる資本を持つ日商岩井が十三億円の工場、エディルワイズという小会社をつくつて神奈川県厚木に進出して、関東近県におけるところの一般中小企業の店を系列下に置いて産業支配を行なう、こういうような動きがいま具体的にあらわれてきているわけなんです。しかも、そのことは単にエディルワイズだけではなくして、伊藤忠が黒川合同クリーニングを、あるいは綿久という小会社を使つての病院関係のシェアの確保あるいは丸紅、住商等も市場調査をすでに始めている。これはどうしてそういうことをやっているか、三千億円しか売り上げのない企業に対して、そのような大商社が全面的に目をつけて進出をはかろうとしておる。

それは同じ条件にあるアメリカが日本の倍の人口でもって一兆八千億円のいわゆる生産売り上げ高を持つてゐるわけなんです。六倍規模の売り上げ高を持つてゐるわけでございますから、結果的にいふならばまだ六倍、いわゆる日本の人口からするならばまだ三倍の伸びがある。その三倍の伸びをこのあり余つた金で、株でもうけた、土地でもうけた、商品取引でもうけたそれを、今度は新しい中小企業分野に進出する形の中で、あらゆる中小企業の市場調査をする中で、その分野を系列支配しようとしてゐる。これは商社活動の一つの具体的な例なんです。こういうようなことが行なわれ得たとするならば、いままやまに、日本の中小企業は最も零細でありますから、すべて商社の余剰資金によって経済支配をされるといふ可能性が出てきてゐるわけなんです。こういう動きに対して大臣はどう考へるか。さらにこれに対して、厚生省から課長が来ているようにございまして、このように指導をされているか、その点ちょっとこの際、時間があるから簡単に申すのでございまして、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 大企業が特定分野に進出することによつて、中小企業が著しい影響を受ける場合については、中小企業団体の組織に関する法律というのがございまして、その十七条、三十条等によつて、中小企業者の申し出に依つて主務大臣が調停案を策定して、その調停案について、中小企業調停審議会の議を経て、進出計画の一部変更、事業の縮小、数量の制限あるいは進出計画の一時停止を行なふことになつてゐる由であります。いままで、薄葉紙業界においてこういうことがありました、これは行政指導によつて円満に解決したということでありまして。

いまのお示しの件につきましても、そういう関連業界からのお申し出があれば、われわれ通産省としては、その間について、法律に基づく処置が可能である場合には行なうことにやぶさかではございません。この点については、中小企業庁長官及び厚生省から答弁させます。

○駐府委員 大臣からいま申し上げましたように、一般的に大企業の中小企業分野への進出につきましては、中小企業団法に基づきまして、中小企業自身が企業として、その事業の縮小なり延期なりというところを取りたいという特殊契約の締結ができるということがございます。

従来はまた、法律に基づいて特殊契約が締結されたというところまで行っておりませんが、いま大臣が申し上げましたように、いろいろな産業分野でこういう事例がございまして、こういう法律の規定及び中小企業の申し出のある場合には主務大臣が調停、あっせんをするという法律の規定、これを背景に、行政指導という形で、多くの産業分野において、過去から行政指導により円満な解決がはかられてきております。

御指摘のクリーニング業につきましては、厚生省から担当課長が参っておるようでございまして、特別に法律が一本ございまして、いま申し上げました中小企業団法とは同様の趣旨の規定が盛り込まれておるわけでございまして、したがって、調停、あっせんにつきましても、クリーニング業でございまして、この特別な環境衛生関係の規定に基づいて、主務大臣たる厚生大臣がこの場合には第一次的には行なうということでございます。ただ、中小企業一般問題につきましても、責任大臣は通産大臣でございまして、ただいま大臣としても申し上げましたとおり、必要に応じて、中小企業庁もございまして、厚生省と十分連絡をとりながらこの問題の解決にも努力をいたしたさい、かように私、事務当局としても考えておるわけでございまして。

○加地説明員 特殊契約の問題につきましては、ただいま通産省のほうから御説明がございましたけれども、御承知のように環境法の中にございまして、大企業はそれに対して応諾義務もあるわけでございまして。一方私どもは、それ以外の環境法では非常に例が少ないのでございまして、クリーニング業につきましては、例の中小企業近代化促進法でございまして、あれの近代化計画と

いうことで従来近代化を進めてきたような経緯もございまして。そういう中で、中小企業の近代化、クリーニング業界につきまして業界の近代化を進めると同時に、環境法の必要があれば環境法の特殊契約規定を担保してございまして。そういった形でやっておりますわけでございまして。

○佐野進委員 この問題については短い時間では議論が尽くされませんので、原則的にいまの答弁で了承いたしておきますが、ただ大臣に最後に御質問しておきたいことは、これらの問題は単にクリーニング業界だけではなく、あらゆる産業に波及してくる。特に中小企業に波及してくる可能性が非常にありますので、私はいまの団体組織法の中における解釈に基づく措置だけではなくして、具体的には中小企業の立場を守る意味において、中小企業の事業分野はこれこれこれである、大企業、特に商社を中心とする企業の分野はこれこれこれである、こういうような点について、中小企業対策の一環として、事業分野に関する法律等の制定についてもひとつ御研究願いたい、こう思うわけであります。御見解をお伺いしておきたいと思っております。

○中曾根國務大臣 よく心がけてやってみたいと思っております。

○佐野進委員 次に、大企業が、この円の変動相場移行の中で、特に商社が悪どい利益を追求しているという反面、いわゆる零細規模企業、中小企業の一部には大きな犠牲がますます波及しつつあるわけであります。その存立の基盤に激しい動揺が見られている業界が幾つかあるわけでありまして。それらの点について、一つの具体的な事例を申し述べながら、対策について大臣の御答弁をいただきたいと思います。

玩具業界全般に關しては、いまいわれる輸出面におけるところの対策が非常に大きなウェイトを占めておりますから、今回のこの事態によって受ける被害は非常に大きいわけでありまして。

〔田中(六)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで私、ある業界に参りましてその実情を具体

的に調査してまいったわけでありまして、ある業界において次のような事態になっているわけですね。これについて逐一申し上げますので、大臣からひとつお答えを願いたいと思っております。

この業界は年間一千三百五十億円の生産を行なっている。そのうちの六百億円を輸出しております。そして、平均して大体百二十億円の程度の滞貨があるわけでありまして。この滞貨があるこの業界が、いま変動相場移行によって、輸出成約等におきまして、いろいろな局面においても、非常に大きな損害を受けつつあるわけでありまして。そしてその損害を受けつつある状態だけでなく、現に前回のドル・ショック、円切り上げに基づくところの緊急融資に対して、すでに返済期が到来いたしておるわけでありまして。ところが、現に追い打ちの来ておる今回のこの状況が、到来しておる返済期と重なったために非常に大混乱を引き起こしておる現状があるわけでありまして。そこで、通産局長会議を開かれ、あるいは通産当局において、前回の措置を十分参酌しながら対策を立てられておるようでありまして、私は以下、この実情のもとに、次のような点について御質問をしてみたいと思っております。

この業界だけではございせんが、前回の緊急融資に対して返済期が来ている業界に対してどのような措置をおとりになるのか。それから、いまそれらの融資に対する利子は、大体六分五厘の利子を支払わなければならないのでございまして、これに対してどのような措置をとられているのか、いわゆる前回の融資に対して六分五厘の金利を支払う状態になっておるわけでありまして、これに対しての措置をお伺いしたいと思います。

それから、今回の事態によって大体二十億円の差損が出るということになっております。現在の成約に対して二十億円の差損が発生する。この二十億円の差損に対して何らかの処置をとっていくことができるのか。政府は、特に大企業、造船業界等、いま非常に大きな株価の上昇を見ている業界等に対しては、前回も相当の対策を立て

られたようでございますけれども、こういう弱小企業に対する差損に対してどのような措置をとられるのか、これをひとつお聞きしたいと思っております。

前回は、これらの差損については、メーカーと業者と買入れする人たちが大体三分の一ずつ負担することによってその差損を埋めておるわけでございまして。今回はそのことも不可能だといわれておるわけでございまして、それがどういいうようなことになるか。今後の対策としては、これらの業界においては体制を転換することによって、先ほど来大臣の言われておるような状況の中で新規開発を行なおうとして鋭意努力をされているわけでございまして、現にこの業界だけでも五十億円からの金がかかるということでもございまして、それらに対してどのような措置をお考えになつておられるか、これらについてひとつ御質問をしてみたいと思っております。

時間が参りましたので、私はそのほかたくさんあるわけでございまして、さらに一つこれに関連して最も中小企業経営者が困っている実情について大臣に申し上げて、ひとつ善処をお願いしたいと思っております。

それは今回の措置において一般的中小企業という形の中でそれぞれ対策の対象になっているわけでありまして、具体的に中小企業の中でもいわれる商社、メーカー、下請等々が存在いたしておるわけでありまして。結果的には最下層の下請等細企業に最大のしわ寄せが行くわけでありまして。ある業界において、二月二十日に、関連産業各位という名のもとに次のような文書が流されているわけでありまして。いわゆる今回の変動相場制によって非常に業界が苦しんだ。それでこの苦しくなった業界の体制を挽回するために一生懸命努力している。この一番最後の項を読んでみると、どうもか体制挽回に苦慮しつつあるメーカーの窮状をおくみ取り下さいます。緊急非常事態打開のため、当面のコスト引き下げに格段のご協力を賜わたく、枉けてお願い申し上げます。この

意味するところは、自分のところのメーカーは苦しいから、コスト引き下げについてあなたの方のお店は格段の協力をしてくれ、いわゆる値引きの申し入れをいたしておるわけであります。現にこのようなことは、この業界だけでなくあらゆる業界、輸出関連業界において、あるいはそれに便乗する業界において発生しているわけであります。これらについてひとつ大臣の御見解をお伺いし、時間もなくなりましてのであとの質問は保留して、一応私の質問は終わりたいと思います。

○政府委員 玩具の業界は非常に輸出依存度の高い業界でございます。零細企業がほとんどでございます。そこで今回のドル・ショックについて特に影響が甚大でございます。私もヒヤリングをしておる結果でも、たとえば業界の強い要望として、すでに借り入れておる前回のドル・ショック融資の政府による肩がわりないし無期限の返済猶予というものができないか、それから利子は政府で補給してもらえないかというふうな点が一つございます。

それからまた、為替差損のお話がございましたが、全額国庫で補償してもらいたい。それから新規のドル・ショック融資については無担保とし、かつ、利子補給により無利子としてもらえないかというふうな非常に切実な御要望が出ておるというのを承知いたしておるわけでございます。

各産業ごとの状況等につきましては現在鋭意調査中でございます。これに基づきまして財政当局とも十分折衝の上早急に対策を固めたいと努力をいたしておりますが、前回のドル・ショック融資の返済問題につきましては六・五%の金利で一年の据え置きをいたしました。この金利をさかのぼって免除するとか下げるとかいうことは、従来の政府機関の融資のあり方問題としても非常に困難かと存じますが、返済期限の来たものを猶予を延ばす、据え置き期間を延ばすということをご希望いたします。この点については財政当局にもすでに申し入れをして、いろいろ検討をしております。

おるところでございます。

新規の融資につきましては、現在の政府機関の一番の優遇レートである六・二%というものをぜひ実現したいと考えております。融資の期間とか据え置き期間、その他いろいろな融資条件につきましては、私もいま内部で検討いたしておりますが、前回の融資よりもできるだけこれを改善したい、それから資金の量についてももちろん十分確保したいということで、いま中で検討しております。

それから為替差損の問題につきましては、これは従来どういう措置がとられておったかと申しますと、一つは緊急融資でございます。緊急融資と申しまして、このドル・ショックによっていろいろな形で企業あるいは組合というものは経営に思わざる陥落を来たしまして、経営の安定、立ち直るまでの間その下ごさえをするために思わざる長期の運転資金の需要が生ずるわけでございます。まあ為替差損による売り上げの減少とか金利がかさむとかいうふうなもの、当然企業の安定をはかる上において予期せざる負担として企業経理上出てくるわけでございます。それらも含めまして、ドル・ショック緊急融資ということで、前回に引き続き今回も融資を、前回よりも一般にソフトな条件に改善した上で、これも対象に含めて融資をいたしたいと考えております。

もう一つは税の手当てでございます。中小企業につきましては、特に国税について一年間の繰り戻しを三年に繰り戻しを認めた、地方税についても三年の繰り延べを五年の繰り延べにしたということをやっておりますが、この制度が四十七年度末で切れておりますので法的措置を要しますが、今回これについても手当てをすべきであるというところで、いま大蔵省の主税当局のほうに検討を依頼して前向きに検討を願っております。ご希望いたします。直接的にこの差額を補給金というふうな意味で直ちに補てんでくれるものかどうか、やはり全体としては相当な額になりますので、単に財源上の問題ということではなく、まあこれ

はストレートな輸出補助金は二重為替ということになって国際的なことも当然考慮に入れなければなりません。なかなか為替差損というのは、一体幾らかというふうなことも、海外との関係もあってこれの確定というふうなことは実務的に非常にむずかしい面もございまして、こういう面でも為替差損の問題につきましては私も慎重に取り上げて検討いたしておりますけれども、現在のところ、これを一般会計予算等で補てんしていくということは実際の措置として非常にむずかしい問題がまだまだあるのではないか、こういうことで現在検討しております。

○中曾根国務大臣 今回の円の調整によって中小企業あるいは下請産業に対して圧力が来るということも予想されておりますので、通産省では約三十の業種の親請会社の団体に對してそういうような圧力を加えることがないようにという通達をこの間出した。その通達に基づきまして各通産局においてそういうケースがありやなしや、ときどき行って調べさせたり何かしておりますが、今後ともそういうような下請等に対する過当な圧迫が来ないように監視し、注意していくつもりでございます。

○浦野委員長 藤田高敏君。

○藤田委員 私は、きょうは主として火力発電所あるいは原子力発電所の問題に関連する質問をしたいと思っておりますが、その前に、いま佐野議員から質問のありました、国際通貨の問題からくるわが国産業界に及ぼす影響、なかなかよく中小企業に対するさまざまな影響の問題について質問があったわけでありまして、このことについて一言質問をしてみたいと思っております。いまの通産大臣の御答弁を聞いておりますが、答弁の限りにおいてはきわめて適切と申します。が、ごく常識的な答弁をされておるわけでありまして、今回の円の変更相場制への移行の問題、やがてこれは国会が終わった段階で円の再切り上げになるのか、あるいはことしの秋のIMF総会まで変動相場制を持続するのか、これはいろいろ条件によって違ってくるであろうと思うのですけれども、こういった状態の中で影響を受けるのは産業界であり、国の各省間でいえば、私は通産省関係が一番大きな影響を受けると思うのです。そういう点からいけば、通産大臣自身の、いわば国際通貨の改革の問題がいま具体的に日程にのぼっておりますというわけでありまして、その問題に対する見直し、そういうものをひとつ聞かしてもらいたいということが一点であります。

それと、いま一つは、今度の変動相場移行の問題については、ドイツあるいはフランスは現状どおりで据え置いたわけでありまして、結果的にはドルの切り下げという形で円が変動相場制に移行する、こういう形で一定の段階を推移していただくわけですが、ドルと円との関係、ドルとマルクあるいはフラン、そういう相対的な関係というよりも、基本的にはやはり金を中心として問題はどう動いておるかという、この観点の見方なり判断を誤ると、今日まで日本がもうドルに振り回されてきた——非常に私はしるうと的な言い方をいたしますけれども、から手形に近いドルの紙きりによって、日本の産業界が今日このように左右されるような事態が発生しておると思うのです。しかも、二百億ドル余っておる手持ちドルの中で、わが国の金の保有高というものはわずか八億ドル程度だ。西ドイツやフランスは三十八億ドルから四十億ドル程度持っておるやに聞いておるわけでありまして、国際通貨体制の今後の改革の問題に関連して、この手持ちドルの保有高というもののついて、通産当局あるいはわが国の政府がどのように考えるのかということを中心に据えていかないと、将来SDR体制に移行するにいたしまして、やはりアメリカでは、なるほど金貨貨論というふうなもの、一般的には、何と申しても金というものが中心になって国際通貨体制というものは維持されていくであろう、こういう観点に立つ場合、この問題に対する政府なり通産当局の基本的な考え方というものをしっかりとっておかな

いと、いま起こっている産業界に対する円のフ
ロートからくる影響以上に、さらに重大な問題が
次の段階では待ちかまえているんじゃないか、こ
ういふふうに考えますので、その点についての基
本的な見解をひとつ伺ひてみたい、こう思う
わけであります。

○中曾根国務大臣 二点について御質問がござい
ましたが、国際通貨体制がどういふふうになるか
というところは、これから各国が協議してやると
ころで、まだ私らこういふところであらうという
予測を申し上げることは仮想であると思ひます。当
面は、アメリカとしては通貨、通商一体となっ
て、自分で一〇%の切り下げをやつて、いわば肉
を切らせて骨を切るという戦略に出たのではない
かと思ひます。これによつて、この引き金によつ
て自分のフランチャイズに世界の国々を入れて、
今度のガットの総会、IMFの総会目ざして、特
に通商拡大法のアメリカの立法に伴う大統領授
権、そういうものを一つの武器にして各国に対し
て通貨、通商面における調整を試みよう、そうい
う戦略体系で来てるものだろうと私は判定して
おります。

それに対して、わがほうがいかなる対応策を事
前に、あるいはそのときにとるかというところは、
いまいろいろの場合を想定して通産当局に検討さ
しておられるところでありますが、いづれにせよ、非
常にきびしいものがあるというのを予想してお
るわけであります。その中であつて、日本として
は、やはり国際協調ということが大事な一つの原
則でございまして、国内産業を保護しながらも国
際社会に生きていけるような常識的なラインを出
していかなければいけないであらう、さもなければ
ば長続きしないであらう、そういう気がいたしま
して、いろいろな対策を考えておられるところでご
ざいます。

それから、金の問題につきましては非常にむ
ずかしい問題で、世界の通貨体制の中で、金、S
DR、ドル、これをいかなる形で位置づけるかと
いうことは、各国の利害も非常にふくそうして一

致してないわけであります。たとえばフランスの
ような国々は金を非常に重んじる。しかし、ほか
の国々の中では必ずしもそうではない。日本なん
かは金を八トントくらいしか持っておりませんから
あまり重んじたくないという傾向のほうだらうと
思ひます。だがしかし、こういふいろいろなる事態
を考え、また世界における通貨の供給量、将来予
想されるある程度の供給増大がないと、世界貿易
自体が進んでまいりません。そういう意味におい
てSDRの創設等も人間の英知でつくつたものであ
らうと思ひますけれども、そういうようなものも
考えてやる必要があると思ひます。

しかしいづれにせよ、前に、金を持っていたの
では利子は生まない、しかしアメリカの証券、債
券を持っておれば利子が出る、そういう思想がこ
ざいました。今日の時点になると、一オンス三
十五ドルが九十ドルくらいに上つておられるを見
ると、とんでもない高利が金のほうにはついてお
る。そういう意味で、国際通貨の変動体制を予見
していくということが非常に重要な問題であるとい
うふうに反省しておられる次第でございます。

○藤田委員 政策当局としては、国際通貨体制が
どのように変革されていくかということに具体的
に取組んで、やはり国益ではありませぬけれど
も、二回にわたる実質的な円の再切り上げによつ
てわが国がばかを見るようなことのない対策とい
うものがきわめて大切ではないか。きょうの持ち
時間の中でこのことについて深く議論する時間を
持つておりませんが、うしろ向き議論ではあり
ませぬけれども、これはもうすでに経済界でもず
いぶん議論になっておられるところでありまして、前
回の円の切り上げがなされた段階で、日本がロン
ドンなりあるいはチューリヒなり、そういう金
の自由市場に向けて金を買うための対策を講じて
おれば、今度のようなアメリカに振り回された形
の円の変動相場制の移行あるいは実質的な円の再
切り上げというものがなされなくて済んだのでは
ないか。逆にいえば、アメリカ自身をリードする
ような形の政策というものが具体的にとれたので

はないか、こういう見方がいまあるわけでありま
すから、そういう点では、大臣の言うように、国
際協調主義もいいですけれども、わが国だけがア
メリカにべつたりになつて、そしてその結果は国民
が犠牲になり、ばかを見る、こういうようなこと
はすべきでないと思ひます。そういう点では
もつとも自主的な立場で、将来の国際的な通
貨制度をどういふものにしていくことがわが国の
将来にとって最もプラスであるか、そういう観点
から基本的な政策を打ち出してもらいたい、この
ように考えるわけであります。

この点はあとで、質問の中で基本的な考え方
についてなお答弁される向きがありましたら、お答
えをいただくことにいたしました。以下、私は冒
頭申し上げた火力発電所あるいは原子力発電所に
関連する問題について、少しく質問をしてみたい
と思ひます。

その前段として、現在あるいは現在策定中のも
のを合せて、総合エネルギーの中に占める電力エ
ネルギーの比重はどういふものになつてゐるか。
なかならず、この水力、火力、原子力の比重、最
も新しい資料で数字的に説明をしてみたいとい
思ひます。

○井上政府委員 御答弁申し上げます。

全体に占めます電力の比重は約三割程度でござ
いまして、その中で水力が約七割程度、火力が三
割足らず、あと若干が原子力というのが現状でござ
います。

○藤田委員 事務当局から説明をもらった数
字で少し議論をするのがたてまえかと思ひます
が、時間的な関係で、私が集めております資料を
中心に質問をしてみたいと思ひます。これは
全体的な比重は、いま答弁されたとおりだと思
ひます。なかならず電力関係の計画は、現在の段
階、昭和四十七年の段階で、総ワットで六千万キ
ワット、四十七年以降、これは第五十九回電源開
発調整審議会の資料ですが、これによりまして、
四十七年から五十三年までの七カ年に新たに着手
する電気事業用の発電施設、それによりまして、

この七年間に水力が千五百四十四万キロワット、
火力が三千八百九十四万キロワット、原子力が三
千六百十五万キロワット、合計約九千万キロワッ
トの新規の事業計画があるわけでありまして。した
がつて、現在の六千万キロワットプラス現在建設
中のものが約二、三千万キロワットと理解いたし
ております。合わせますと総て約一億八千万キ
ロワット程度の電力が、五十三年の段階では必要
になつてくるという計画に、私の入手した資料で
はなつておるわけであります。

大体そういうふうな理解をしても間違ひがない
かどうかをひとつお尋ねしておくと同時に、そ
れを前提にして質問をいたしますと、この四十七
年から五十三年までの七カ年計画、いま私が数字
を指摘いたしましたものにすれば、原子力がその
うち約四〇%、火力が四三・二%、水力が一七・
一%というふうな、比重の面においてはそういう
比率になつてくるわけであります。

私があえてこの数字をなぜ用いたかといひます
と、だんだんと原子力になりあるいは火力の比重が
大きくなつてくる。大きくなればなるほど、今
日、火力なり原子力発電所自身が持つ放射能公
害なりあるいは火力発電所の持つ二酸化硫
酸ガスを中心とする公害の問題、この問題につ
いて――原子力発電の問題は、安全性の問題を中心
に論議しなければならぬと思ひます。考えれ
ば、この二つの問題をどう処理するのかというこ
とはきわめて重大な問題だと思ひます。これは
さういふ観点から申しますと、まず第一に火
力発電に対する排煙脱硫装置の行政指導、これは
どういふような計画をもつて通産当局としては今
後対処されようとしておられるのかということが一つ
であります。

原子力発電の問題につきましては、これは公害
以前の問題として原子炉の安全審査をきわめて厳
格にやらなければならぬという問題があると思
ひますが、この安全性に対する問題については、
これはあとで具体的に最近起こつております愛媛

の伊方の原発の問題あるいは東海二号の原発の問題を通じて質問したいと思えますけれども、この基本的な二つの問題について、通産当局としてはどういう基本的な考え方でお答えしようとしておられるのか、この点についてまず具体的に御聞かせ願いたいと思つております。

○井上政府委員 お答え申し上げます。

最初に火力発電の公害対策でございますが、これは現在のところ、大きく分けて二つの方式があると思つております。

まず一つは、火力発電に用います燃料のサルファ分を下げることでございます。現在電力会社のサルファ分の平均は大体一〇程度でございますが、これを五十一一年を期しまして半分程度に下げていきたい。大体一〇四ぐらいを〇・五一ぐらいにしたいというのが現在の計画でございます。

次は、その中でございますが、排煙脱硫施設をつけまして、それはいまのサルファ分の減少の内数になるわけでございますけれども、下げていきたいということでございます。今後できてまいります火力発電所につきましては、非常に特殊なローサルファ燃料を使います場合以外におきましては、原則として極力排煙脱硫施設をつけていくことを行政指導してまいりたいということでございます。最近の計画によりますと、これは今後大幅に増加していく、こういうことでございます。

それからいま一つは、地域によりましては非常にローサルファのものを強く要求されるところがございます。いろいろな工業地帯などにおきましては特にローサルファのものを必要があるということでございます。こういう場合におきましては、さつき申し上げましたローサルファ燃料のうち、特にLNGであるとかナフサであるとか、そういうものを今後用いていきたいということとあります。従来も若干用いておりましたが、これだけで多く用いていきたいというふうに考えております。さらにもう一歩前進しました手

段といたしましては、ガス化脱硫をいたしまして、さらに燃料のサルファを下げたものを使っていきたい、こういうふうな考えております。

それから原子力発電の問題でございますが、これにつきましては、原子力委員会とよくタイアップいたしまして、放射能その他の安全審査を十分にやりました。そういう被害、公害が及ばないように措置してまいりたい、こういうことでございます。

○藤田委員 まず前段の排煙脱硫についての説明であります。先ほどの大臣の答弁ではありますが、抽象的な答弁だけを聞くと、きわめて前向きで公害防止にも取り組んでいるように聞こえるわけであります。と申しますのは、極力公害防止に向けて積極的な行政指導をやりたい、こう言っておられるわけですが、しかし火力発電所に対する排煙脱硫施設をつくらせていくという点についての計画を見ますと、去年の段階ではその施設のうちのわずか一〇、三年先の昭和五十年段階でわずか五〇、こういったようなテンポでは、いま局長が答弁したような抽象的な答弁とは実態は全然違つておられます。

低硫黄の使用の問題であります。これは何とんでも輸入量の問題にも関連するわけでして、これもまた低硫黄を使つて、それでは亜硫酸ガスを出すようなことの少ないような、そういう燃料政策をとるといって見ても、これは輸入量からいっておのずから制限されてくるのではないかと。いうことになると、勢い、私は、少なくとも新設のこの火力発電所に対しては、排煙脱硫施設は義務づけていくという積極的な施策というものが当然とらなければ、今日のこの公害問題は解決しないのではないかと、こう思うわけですが、どうでしょうか。

○井上政府委員 排煙脱硫施設の装置の件でございますが、これは従来必ずしも十分でなかったという点におきましては先生のおっしゃるとおりでございます。四日市判決以後におきましては、排煙脱硫施設をつけるという機運が全体的に非常

に高くなつてまいりまして、われわれもいたしましても極力これをつけさせる。したがって、古い発電所で、非常に密集地帯にあって土地がなくてつけられないというようなところは、極力ローサルファの燃料を使いまして対処するということがいたしまして、今後できるものにつきましては極力排煙脱硫施設をつけるということと考へていきたいと思つております。

それで、法律的な条件にするかどうかの点につきましては、現在まだ検討中でございます。

○藤田委員 通産大臣、どうですか。

○中曾根国務大臣 いま公益事業局長が申されまして、いろいろなファクターを検討して、おるといふ中でございます。

○藤田委員 法律的に義務づけていくという、そういう御意思はありますか。

○中曾根国務大臣 これは排出基準とか環境基準、そういうところでいま攻めておるわけでございまして、その基準を守らなければならぬというわけでございまして、いまのところはそういうこととていこうと思つております。

○藤田委員 この問題はぜひ法律的にも義務づけていくという、そういう方向で取り組んでもらいたい。これは強く要求しておきたいと思つております。時間的な関係で原子力発電の問題に移りたいと思つております。原子力発電の問題は、従来やましますと、エネルギー政策の観点からこの原子力発電の必要性というものが力説されてきたものではなかつた。また、政策当局としても、そういう観点から取り組んできたものではなかつた。ところが、最近、私自身の出身県であります、伊方原子力発電所の問題なり、あるいは茨城の東海二号発電所の設置許可に対する不服審査の申し立て、こういう問題に見られるように、非常に安全審査自身がずさんではないのか、あるいはこのままの状態では原子力発電所をつくる将来重大な問題が起るのではないかと、こういう事態が起つておりますが、そのことに対して、私が具体的な問題としてひとつお尋ねしたいのは、たしか中曾根通産大

臣が科学技術庁長官を兼務されておったときに、この愛媛県の伊方原子力発電所が認可になっておるわけであります。会社が申請をして、原子炉等規制法に基づく総理大臣の許可がおりるまで、その期間はわずか六カ月、いろいろ調べてみますと、今日まで全国各地に原子力発電所がたかさんでございまして、審査期間の長いのは一年半、短いのが六カ月ということとさまでありますけれども、アメリカあたりの安全審査にかかる時間というのは二十九月から三十九月にも及んで、事安全審査に関する限りはきわめて周到な検討がなされておるといふふうに聞いておるわけであります。

これはあとで具体的な事例を行政不服審査法に基づいて異議の申し立て書を中心に質問をしたいと思つておるわけでありますが、こんな短期間でこのような結論が出たというのは、伊方についてもあるいは東海二号についても、非常にその間検討する時間を手抜きするということがあらうのではないか、このように考えるわけでありますが、その点に対する考え方をまず長官からお伺いしたいと思つております。

○前田国務大臣 ただいま藤田委員から御指摘の安全性の問題でございますが、原子力発電におきまして安全性をどうして確保するかということ、私は、原子力発電の大前提であらうというふうに考えております。したがって、現在原子力委員会の中に、御承知のとおり原子炉安全専門審査会というのがございます。三十人の権威者をもって構成されております。そうして原子力発電の申請がございましたときには、立地の適性、あるいは設備の安全性等につきましてきわめて慎重に審査をしておるのでございまして、いずれまた委員から御指摘があらうかと思つております。この伊方の問題につきましても、これは私が着任前の問題でございますけれども、いろいろトレースをいたしましたけれども、相当慎重にやつたやうでございまして、ただいまその異議の申し立て等につきましては慎重に審査中でございます。

○藤田委員 行政不服審査法に基づく異議の申し立てというのは、伊方の原発に関連する申し立てが初めてじゃないかと思うのです。東海二号の場合が続いてこれはいわば二回目、こういうきわめて異例なことでありまして、原子力発電所の建設にかかわる問題としては非常に重大な問題だと私は把握いたしております。これは地方新聞を例にとるわけでもありませんが、私どもの県の新聞の社説では、この不服審査の異議の申し立てはきわめて体系立って、一般県民あるいは国民をして納得させるだけの迫力に満ちたものだという高い評価をしておるわけでありまして。

そういう観点から見た場合、私はこの伊方の場合も、あるいは東海二号の場合もそうじゃないかと思うのですけれども、行政当局としては慎重に審査をしたというが、あらわれてきておるものについてはその手続、経過を含めて、やはりそこには反省すべき多くの問題点を残しておるのではないかと、こういうふうにも思うわけですが、この点、特に直接の担当は科学技術庁でありまして、しかも、当時、この許可をしたのは中曽根通産大臣であり、科学技術庁長官であつたわけですが、そういう点では行政の責任は引き継がれるものとはいへ、当時許可をした直接の大臣としても、これはきわめて関心を持たなければならぬ問題だと私は思う。

そういう点からいって、現在の通産大臣もあるいは科学技術庁長官も、いままでこういうことはなかったわけですね。初めてこういう事態が起ったという限りにおいては、この異議申し立て書の概略については知っているのかどうか、中身はどういうものか、それに対して今日段階における一定の見解というものはどういうものかという点を、大臣及び長官から聞かしてもらいたいと思う。

○中曽根国務大臣 原発の安全審査問題というのは、ここ一、二年の間非常にやかましくなってきた問題でございまして、原子力委員会の内部においても安全審査機構を非常に強化してきておつたと

ころでございまして。四国電力の問題につきましても、そういう時代でございまして、特に審査を厳重にしてやってもいいまして、大体安全性が確認されて、私も認可に踏み切ったわけでございます。

ただ問題は、安全性の問題よりもむしろ地下水の問題がそこにはあった。炉の安全性という問題よりもむしろ社会環境の問題という問題で、安全性とはちょっと離れた問題であるように私は当時考えておりました。その後、不服審査申し立てが出たということは聞いておりますが、私は中身まではまだ読んでおりません。

○前田国務大臣 異議の申し立てはいま藤田委員御指摘のとおり、今回伊方が初めてでございまして。それに引き続きまして、また東海のはうからも出ておまして、まことにこの異議の申し立ては私は重大な問題であると思つて、非常に厳粛な態度で臨んでおる次第でございまして。

内容につきましては私も一読はいたしました。しかし、詳しくいま委員に御答弁するようなまだ段階ではございません、あるいは過去の審査状況等ともなれば原子力局長も参つておりますから、その事務当局からも御説明いたしたいと思つてます。

○藤田委員 この異議の申し立て書の中身を一つ一つやっておりますと、これはもう三時間も五時間とかかると思ふのですが、さすがやはり中曽根大臣は記憶力がいいと見えて、水の問題は大きな問題点になっておるわけでありまして。しかし、これは私きょう詳しく触れようとは思いません。

しかし、そのことに関連して、ちょっと順序不同であります、この原子炉の安全専門審査委員の中に宮永一郎さんという方がおられますね。それからこの安全審査にタッチされた調査員に藤村理人さん、この方がタッチされておると思つてますが、これは間違いないですか。

○成田政府委員 安全審査会の委員としまして宮永さんが委員に入っております。それから藤村さんは、その下の調査員、正式な委員じゃありませんが、安全審査会の委員の下で実際に仕事をされる調査員として入っております。

んが、安全審査会の委員の下で実際に仕事をされる調査員として入っております。

○藤田委員 この宮永一郎さん、藤村さんがこの原子力発電の安全審査に実質的にタッチされた有力なメンバーである、この方が、たまたまこれは偶然の一致でしようけれども、この原子力発電所の設置が決定された去年の十一月二十一日、同じ日に京都大学で行なわれた原子力学会の席上で、愛媛の関係住民からいまま問題になっておる審査内容が手続的にも、また安全審査の面についてきわめて重大な問題点を含んでいるということ、いろいろ討論をした結果、追及された結果、この御両氏は、水問題についての調査は不十分であった、よって水問題に関する安全性は認められず、今回の認可は不当である、こういうことのおいわけ結論としてそういう署名書に捺印をしておるわけですね、署名をしておるわけですね。そのときの会場の雰囲気なり条件はどういうものであつたかということは、私自身は知りません。

しかしながら、こういう原子炉の安全審査にタッチをされたほどの専門家が、こういう重大な確認書に署名をされるということは、私は非常に重大なできごとだと思つておる。こういう事態が発生し、加えて安全専門審査会の会長は内田さんです。内田会長さんも、去年の十一月の十七日に地元代表が科学技術庁に來まして、そこでいろいろ反対の陳情をやつたところで言われておることは、分水契約が不成立の場合には審査を撤回してやり直さなければならぬ。また、原子力発電所の設置と申しますか、設置区域内と申しますか、内径七百メートル以内に土地を持っておる反対住民がおるとすれば、これは原子力発電所をつくることはできぬ、こういうことを言われておるわけでありまして、こういう事実があつたかどうかという点については、この原子炉はだいたいようぶか。確認をしておるとすれば、こういう事態が起つておることに対して重大な発言、いわゆる自分

でございまして、このことと結論を出しておきながら、別の会議ではそうではありませんが、これはきわめて不安なものですと言わねばかりの確認書に署名をしておるという事態が発生しておるとすれば、私は、この審査自身をやり直さなければいけないような重大な事情変更というものが生まれてきておるのではないか、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○成田政府委員 先ほどの宮永委員が去年の十一月の二十一日午後、それから藤村調査員が十一月二十二日午前、京都大学の日本原子力学会の会場において学生、宮永さんの場合は約六十名、藤村さんの場合は約三十名に取り囲まれて、そして安全審査がずさんであった、あるいは取水計画の詰めが十分でなかった、そういう確認書に署名されております。

それで、これは非常に重大な問題でありますので、原子力委員会あるいは科学技術庁もいろいろ調査しておりますが、宮永委員及び藤村調査員は、学生のつるし上げ等の状態で確認書に署名しましたが、これは自己の本意に反して行なつたものであるということを表明しておられて、藤村調査員は私信でございまして、地元の建設反対同盟に対してもそういう返事を出しておるというふう聞いております。

○藤田委員 いまの答弁では、自己の意思に反してこの確認書に署名をした、こういっておるようでありまして、署名をしたことは客観的に認めることはできるでしょうか、これは長官どうですか。

○前田国務大臣 ただいま御指摘の、委員が、同一人が前言をひるがえすというふうな発言をしたというところは、おそらく何か、私その場に立ち会つておりませんからわかりませんが、いやしくも学識経験者として選任された審査委員が前言を取り消すというふうなことは、よほど何かのそういう事象があつたのではないかと思ひまして、私もその当時の状況を、ただいま御答弁いたしました原

子力局長からも聞いたのでございますが、いま局長から御説明のような状況でありまして、その点まことに遺憾には思っておりますが、どうもやむを得なかったんじゃないか、そういうふうには思っております。

○藤田委員 原子炉設置に伴う安全審査の問題は、ほかの公害なんかと違って、きょうは限られた時間の中で一番肝心な安全審査に関連する部分の質問ができないかと思うのですけれども、もし事故が起こったりしたら取り返しのつかない事態を起こすわけですが、そのことについてそういう社会的に責任のある機関にタッチをしておる、そういう構成メンバーになっておる人が、いわゆるシンポジウム——それは何人かの学生に、あるいは地域の住民から詰問的な質問をされたのかどうかが知りまされけれども、そういう問題について正規の機関の中で責任をもって自分の出した結論を簡単にひるがえして確認書に署名をするなどということは、逆にいえば考えられないことだ。また、われわれ第三者の立場から見ても、客観的な立場から見て、そのようなことは許されていいものかどうか、そのことの可否を含めて、第三者をして客観的に納得せしめるだけの確認がない限り、この宮永さんあるいはもう一人の藤村さんですかの二人の、そういう態度を変えた真意というものが、社会的にどういうものであったのかということの確認がなされない、問題の結論が出ないんじゃないか。あえて言えば、これは学者の本音であったとすれば、この審査自身をやり直すべきだろう、私はこういうふうに思うわけでありまして、この行政不服審査法に基づいてこういう異議の申し立てが出ておるわけでありまして、この中で、この二人の学者の見解をはっきりたすような機会を、場を設けるべきじゃないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○成田政府委員 伊方の発電所の異議申し立てにつきましては、先ほど長官から御答弁ありましたように、非常に重大な問題であり、また、発電所につきましては最初のケースでもありますので、決定いたす前にこの内容について慎重な審査を行いたい、そして原子力委員会にも十分相談をして、一定の期間がありますので、その間慎重に審査をして、そして決定をいたしたいというふうを考えて、目下その内容をいろいろ検討中でございます。

それから、その過程で宮永、藤村両氏の意見を聞く機会を持たれたらという御指摘がありました。この点につきましては原子力委員会ともよく相談をしてみたいと思っております。

○藤田委員 そういったことは公開の場でやられますか。

○成田政府委員 原子力委員会の会議、これは毎週二回ほどやっておりますが、そういう形でいろいろ異議申し立ての検討等もやっております。これはいわゆる公開の場というものではない。原子力委員会の会議の形で行ないたいというふうに思っております。

○藤田委員 そういふ原子力委員会の会議という中であれば、これは外へ向けての、第三者に向けての審議内容というものは明らかにならないわけですから、いま言った二人の学者の、豹変といいますが、なぜ態度が変わったのかということについての確認はできないと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

そのことが一つ、時間がありませんのでなにしますけれども、行政不服審査法に基づけば、その三十四条で、一たん内閣総理大臣だった内閣総理大臣が処分決定をしましても、その効力を一時停止するか、あるいは全部の効力を停止するような措置をとることができるということになっております。その効力を一時停止しても、いま言った問題の真偽のほどを明らかにする必要があるので、この点について、これは長官が考えはどうでしょうか。

○前田国務大臣 確かにいま委員御指摘のとおりでございますが、この異議の申し立てがございしても、処分の効力、執行、手続の続行等を妨げないという規定もございまして、われわれは極力

取り急ぎましてその異議の申し立てを慎重に審査をいたしたいと思っております。いまのところ、それを取り消すとか、そういうことは考えておりません。

○藤田委員 それではこの行政不服審査法に基づいて異議申し立ての申し立てに基づく審議の結論は、いつごろまでに出されるようなおつもりですか。

○前田国務大臣 この行政不服審査法によりまして、三カ月以内に行なうのが適当であるというふうに、たしか書いてあったように思うのでございまして、大体やはり慎重に審議いたしますので、やはりその程度かかるのじゃないかというふうに考えております。

○藤田委員 そうしますと大体三カ月以内に結論を出したい、こういうことですね。

○前田国務大臣 さようでございます。

○藤田委員 それで私、それに関連してなにしたしますが、そういう異議、ある意味では予期せざる事態がこれは起こっておりますから、アメリカの原子力委員会ではありまされけれども、アメリカの例によりまして、冒頭申し上げたように、非常に安全審査の審議期間が長いわけですね。二十カ月も三十カ月もかけてやっております。日本は半年をそこそこやっております。これ自体が私は、何と申しますか、いまの高度経済成長政策に基づいてエネルギー政策に即応していくためには、そういうふうなビッチを早めて、そして原子炉設置を許可していかねばいかぬ、そういう経済的な、産業政策の要求に応じておる態度が、一面としてあるのじゃないかと思うのです。

私は、ここでぜひ要請をして、長官もそういう取り計らいをやってもらいたいのですけれども、こういう異議な事態が起こった以上、どうでしょうか、これは御相談ですけれども、今日原子力に関する安全性の問題等につきましては、たしか二月二十二日だったですか、藤本という教授が大きい、日本の安全審査の基準がアメリカに比べてず

さんだという点を指摘いたしております。実はこの問題について私は少しやりたいと思っていたのですが、時間がありません。私は、原子力発電を基本法に基づく自主、公開、民主のこの三原則にほんとうに沿って国民のものにするためには、私はこの機会に専門家の意見を公開で、公聴会を開いて意見を聴取する、そしてこの不服審査の申し立てに基づく結論を出す、こういうような手だてをぜひやってもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○前田国務大臣 最初に御指摘の、産業政策、エネルギー政策から、取り急いで原子力発電を進めなくてはいかぬということ、そういう姿勢から安易な態度で、できるだけその審査を簡略にいたしまして、そして許可をするというそういう姿勢はまことに感心しないと思っております。その点は先生御指摘のとおり慎重にやりたいというふうに考えております。また、従来も慎重にやっていたがございまして、いろいろこういう異議の申し立てが出たことは非常に私は残念に思っております。

それからいま御指摘の藤本教授でございますが、藤本教授の論文、私も新聞で拝見しまして、実はすぐに担当の局長も呼びまして、あるいはまた専門家といいますが、技術関係の次長も呼びまして、この論文についていろいろ私、これは一体どうだということもよく聞きました。しかしまた、現在あの新聞に出ておる程度では藤田さん、ちょっとどうも専門家がいてもわからぬやうでありまして、何か近いうちに雑誌か何かに出るようございまして、その雑誌に出た段階において、もう少し詳しくこの論文を勉強したいというふうに考えております。

それからあと公聴会の問題で御質問がございまして、公聴会の問題といいますが、これは原子力発電の安全性のために一生懸命にこれまでやっております、ことしの予算でも相当とったつもりでおりますけれども、一生懸命に幾らやってもやらなくちゃいかぬという問題です。それと

同時に、やはり何といたしましても地元住民の理解と協力が必要だと思ひますので、そういうような意味においてもやはり公聴会等もやる。よく前向きといふことをいいますけれども、その面を考へていかなくちいかにいふに考へておりますが、それとどんな場合にどういふ方法でやるかという問題についてたゞいままで御答弁する段階じゃございせんけれども、原子力委員会の中におきましても、こういう問題についてたゞいま検討しておるといふことを申し上げまして、お答へにしたいと思います。

○浦野委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十八分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

とかが買ひ占めといったことは、まさにこの不正な取引であるという判断をいたしておるわけでありますが、公取委員長はどのような見解を持っておられるのか、その点について伺つてみたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 私どものほうは四十条の一般調査権と呼んでおりますが、そういう権限を發動して実態を調査するにあたりましては、やはりその対象となる行為が独禁法自体に触れるものであるという、少なくとも触れるおそれがある、四十六条の場合には、さらにもっと強制的な立ち入り検査にまで及びますが、そこまではいかない段階において一般調査権を發動する場合においても、独禁法自体にかかり合ひはないというふうな判断をいたします。単純に関係者を呼んで事情を調査し、その他の資料の提出を求めるというふうな行動を起こすわけにはまいらないわけでありまして、そこで、いまおっしゃいましたように、確かにたゞい一部で、多少下火になったとはいひながら、かなり重要資料、ことに生活に密着する物資について買ひ占め等の行為が行なわれ、不当に価格がつけ上げられておるというところは、ことに遺憾なものであり、だれかがこれを取り締まるべき筋のことであると思ひます。しかし、公正取引委員会として、この問題について十分専門的な立場から、つまり公正取引委員会にも法律の専門家はもちろぬ委員にありますが、見解をただしてわれわれも何回か議論はいたしました。しかし、いまの独禁法のたてまえは、たゞ単純にその行為が不正である、公正でないというだけで独禁法に触れるというふうな判定でできない。なぜかと申しますと、私の独占の場合でも、同じ不正な取引も同様でございしますが、どちらか競争制限的な行為を取り締まるという趣旨から出しておるのでございまして、法律が体系的に――暴利を取り締まるとかというふうな見地から不正であるというふうな用いてはならないというところは、そういう方法を用いて他の事業者の行為に何らかの拘束を行な

いまして、そして自由な、公正な活動をさせない、そういうことが一貫しての法律の体系になっております。これは私的独占も不正な取引についても、いずれについても同じことが言える。そういたしますと、よほど極端な場合には、たとえば単独に一人の事業者が、ある商品の大半を買ひ占めた、あるいは買ひ占めたことによつて、単独に行なつて、そのためにそれを原料とするもの、その他のものがたいへんに拘束を受ける、事業活動ができないというふうな場合を想定いたしますと、あるいは私的独占に触れるおそれがあると思ひますが、共謀してやらない以上は、たゞさんの会社が期せずして、しめし合わせたようにやつても、証拠がない。また、証拠がないし、そういう気持ちもない。たまたまA社が買ひ占めに走つたからBもCもみんな右へならえをして同じことをした。それで市場から品物がどこかへ隔されてしまったというふうな場合、こういう場合はやはり独禁法違反としての要件を欠く、こういうふうな解釈になっております。

いままで事件がいろいろありまして、今日までそういう理由の事件に対して、買ひ占め等に対して独禁法を發動したという経験が全くないわけでございます。物統令についても、実は買ひ占めに対して適用した事例がないようでございます。そういうふうな法律の体系がなつておりますので、何らか新しい立法措置を講じなければ独禁法の活用については無理がある。したがひまして、四十条の一般調査権を活用するといひましても、実は何のためにするのかという目的を欠くことになりまして、たいへんむずかしい事件である。しかし、経済攪乱の行為でございしますから、こういうものを出して、実際上行政指導で足りなければ何らか立法によつてこれを規制するといふことを考へるのは、しごく当然ではないかといふふうな私どもは感じております。

○中村(重)委員 私は、いたゞに法を拡大解釈をして適用していくといふことには、もちろん問題があると思ひます。さりとて、いま委員長が言

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 高橋公取委員長に、最近の生活必需品の高騰に関連をいたしましてお尋ねをいたしますが、御承知のとおり、木材であるとかあるいは土地であるとか、また生活必需品といふたしましては大豆、小豆、最近では食糧制度の中にありますところの米の投機すら伝えられてゐるわけですから、こうした商社の買ひ占め、売り惜しみ、このような生活必需品の投機といふものは国民生活を破壊するきわめて重大な問題であると思ひます。こうした情勢の中で、日本の法律といふものはほんとうに国民を守るためになければならぬのだけれども、国民を守るために適当な法律はないのかといふことを考へてみますと、不十分でありまして、独禁政策の立場から独禁法四十条の発動といふことが当然考へられなければならないのではないかと、私はそのように思ふわけでありまして、公取委員長といたしましては重大な関心をもつて見守つておられると思ふのでありますけれども、私はこの商社の売り惜しみ

われたように、そう狭く解釈すべきものかどうかといふことになってまいります。また私は実は異論があるわけでありまして、いま委員長がお答へになりましたように、独禁政策が、独禁法の適用といふものがいゆる証拠主義といふたような形になつてゐることは私も認めますけれども、その証拠といふものは座して待つておつてもつかむことはなかなかできないのであります。だからして、いろいろな調査活動といふものが活発に展開されていかなければいけないのだと思ひます。最近の商品の投機にいたしましては、はたして商社が個々にやつてゐるのか、あるいは話し合ひをして大手商社がやつてゐるのかといふことになつてまいりますと、いろいろなケースがあるであらう、個々に買ひ占め、売り惜しみをやつてゐるケースもあるでしょうし、あるいはまた大資本特有の、少ない商社でありますだけに、話し合ひといふことも簡単にできるといふたようなことから、私は投機をねらつた話し合ひが行なわれておるといふこともあり得ると思ひます。そこに不正な取引といふものが起こつてくるのだ、私はこう考へるわけでありまして、

従来こうした事例の場合に独禁法が適用されたといふ事実がないといふことでありますが、いままでも投機といふものはありましたが、現在の商品投機といふものは過剰流動性といふものが背景をなしてゐるというところは、これは事実であります。ですから、商社のきわめて悪質な利潤追求主義であるといふことも事実でありますから、できるだけすなおにこの法律を解釈して、公取といひましては調査に乗り出して、不正な取引といふものを押さえていく、もつて国民生活の安定をはかつていくといふことでなければいけないのではなからうかといふように感じます。

なるほど委員長がお答へになりましたように、第一条の目的という点から考へてみますと、「私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止する」といふことでありまして「禁止し」といふ

は、この条文を読んでみますと「禁止し」といふ

は、この条文を読んでみますと「禁止し」といふ

は、この条文を読んでみますと「禁止し」といふ

ところで一応切れる。そして「事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他」というように読んでみますと、必ずしも集团的な形とばかりとれないのではないかと一点が一点、それから、真の目的は何かということになってまいりますと、「一般消費者の利益を確保する」とともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」こう実はあるという点から考えるということです。

それから、四十条というのは第一条の目的を受けているのでありますけれども、条文というものはここに働くということになると私は思います。そうなるまいりますと、第四十条の調査のための強制権限というものは、「公正取引委員会」は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。」すなわちこれを解釈いたしましたとしても、私は現在の商社の買い占め、売り惜しみによる価格騰貴といったような問題に對しましては、不正な取引としてこれを適用して公正取引委員会は活発な動きを展開するということとは当然であろう、そのように思います。

時間の関係もございますので、きょうは解釈論議であまり時間をとることができないわけでありまして、私の申し上げましたことに對しましての公取の見解はいかがであらうか、伺ってみたいと思います。

○高橋(後)政府委員 確かに先ほど私が申しましたとおり、買い占め行為そのものには共同行為が伴っていない限りむづかしいと思いますが、四十条の調査の問題については、そこまで疑いがはっきりしなくてもこれは行ない得るものだし、必要とあらば、私も行なったほうがいいと思えばやるつもりでございます。確かにおっしゃるようには、先ほど私はその疑いが全くなさそうな場合には勇み足になりやせぬかという気持ちがありました

けれども、しかしそこまで狭く解釈しなくても、四十条については、私は、商社その他——商社と限りませんが、だれがやっているのかははっきりしないのですが、しかし疑いが全くないわけじゃないですから、四十条による調査は行なうことにしたいと思ひます。

○中村(重)委員 この問題に對しましては、松尾委員からも関連質問があるようでございますから、続いてやっていただくことにいたしたい、こう思います。

中小企業庁見えておりますか。来ていますね。この機会に私は、中小企業庁が独占禁止法の二十四条に對する「一定の組合の行為」というこの解釈、それから協同組合法の九条の二の「事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。」というので、生産加工、販売、購買等を行なうことができるわけでありまして、これとの関連性ということについてどう解釈をしておられるか一応伺ひまして、それからまた公取のこれに對する見解を伺ひてみたいと思ひます。

○莊政府委員 独禁法二十四条の小規模の事業者の組合というものは、いわゆる中小企業者のみで構成されているということを決めたものと考えております。

それから協同組合法のいわゆる協同事業に関する業務の規定は組合法にございしますが、独禁法二十四条のその「行為」というものは協同組合法でいっておるところの生産、販売その他の共同施設、その中に含まれるので、物的な施設だけでなく、そういう経済行為を含めて協同組合法では事業として定めておるのである、従来かように解釈してまいったわけでございます。

○中村(重)委員 高橋委員長の見解を伺つてみたのですが、協同組合が行なう行為でございますね。これに對しましては独禁法としては適用除外であるということで、従来とも協同組合の共同行為といったようなもの、あるいは協同組合員のなす行為ということに對しましては、独禁法の適用

をされたという事例がないようでございます。ただいま中小企業庁長官の解釈と同じ解釈であるのかどうか、まず伺ひましてからまたお尋ねをしてみたい、こう考えております。

○高橋(後)政府委員 独禁法の二十四条に、中小企業のみを組合員とするような小規模の事業者の協同組合、こういうものを対象にしまして、こういうものは独禁法の適用除外であるというふうに書いております。しかし、適用除外であるけれども、ただし書きがあります。不正な取引方法を用いる場合とか、不当に對価を引き上げることとなる場合というふうなただし書きがございますけれども、原則の条項においては、協同組合の構成が大企業を一切含まないという場合には、法律の上から正面から適用除外とつたてておりますので、これに對しては公正取引委員会では、その範囲では何とも手の打ちようがないといひますが、これを違法とすることもできないような仕組みになっております。

○中村(重)委員 この第二十四条のただし書きと、それから私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の第二条との関係ですね。その二条によると、「私的独占禁止法第八条の規定は、左に掲げる団体に對しては、これを適用しない。」というので、適用しない団体を書いてある。第八条との関係というものはからんでくるわけでございますが、八条を受けて第二条の解釈というものがこへ出てきていますわけですが、この場合第二十四条のただし書きとの関係はどうなるであらうか。これまでも排除するといふ形になっておるのかどうか、いずれの場合といふとも第二十四条のただし書きというものは動くのかどうか、この辺いかがでございますしょう。

○高橋(後)政府委員 中小企業等協同組合法の第七條において、独禁法の二十四条に書いてあると同じようなことを繰り返しているわけでございます。これがなぜこういうふうになったかちょっとおかしいという感じがしますが、結局は、届け出

の問題は独禁法の二十四条だけでは満たしておられないという全く手続的な問題で、ここにあらためて、独禁法の二十四条にあるのになおかつもう一べん述べておるということでありまして。しかし、御質問の趣旨は、ただし書きにある不正な取引方法とか、あるいは不当に對価を引き上げることとなる場合というものは、この両方とも実は同じことを書いておるのでございますから、どちらの場合でも、これはただし書きでもってその場合は独禁法の適用を受ける、こういうふうに解釈いたします。

○中村(重)委員 私がこの法律の解釈をお尋ねいたしましたのは、中小企業等協同組合の共同施設というものが価格協定というのを含めるのだという解釈を中小企業庁がとっておると伺っているわけでありまして。私は、共同施設というものと価格協定というものはおのずから異なるものだといふように判断をするわけですね。共同施設といふようなものを価格協定を含むといふ広義に解釈していくということになってまいりますと、共同施設でもって物を生産、加工する、その品物が個々の協同組合員によつて販売をされる場合、あるいはそのことが正式に協同組合の決議という形でやらないうちにいたしても、二以上の事業者が集まって協議をして物を生産する、あるいは販売をするといふような価格協定をなすこともあり得るわけですね。その場合といふとも、これは独禁法違反ではないのだ、あくまで協同組合といふものは、その組合員個々がやる行為といふことも適用除外になっているのだという解釈をいたしますと、このただし書きといふものはここにあらなければ、事実上は有名無実であつて、中小企業といふものには、この独占禁止法というふうなものには働かないといふようなことになってまいりますと、私は国民生活の關係上重大な問題がこへかもし出されてくるのではないかと同様に感じるわけでありまして、その点についてひとつ考え方を示したい、ただきたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 たいへん失礼しました。中

小企業等協同組合法にある共同施設というものが何であるか。これはおそらく少なくとも当初立案されたときには、物的な施設というものを考えてつくったものだと思います。事実協同組合を推進するといった目的の中には、その当時中小の企業者が単独では非常に合理化に進められ、そこでこれを共同して一つの共同の施設を設けて、たとえば織物業者であれば染色加工の段階を共同施設で設ける、そういうことが合理的であるというふうなこととてつくられたと私は聞いておりますし、共同施設は読んで字のごとく、あくまで施設であらうと思います。だから、この「施設」ということばの中に、何といいますが、価格を協定する行為が施設として入るかと言われますと、これはその行為自体物を何も伴わない場合、共同施設ということばの中に入るかどうかは私はかなり疑問だと思ひます。

なお第二の点は、組合ではなくて個々の事業者がかつてに価格協定を行なえば、これは適用除外の規定がございせんから独禁法に触れることとなります。

なお、ただ施設ということばの中には、共同施設には入らないというだけで独禁法二十四条の適用除外をきめている規定がどうなるのかという点につきましても、私は、解釈としては、むしろ独禁法の中で一定の要件に合致する協同組合等には独禁法を適用しないのだという原則をきめていることから反射的に考えまして、それらの組合は対価を共同して引き上げるとか、きめるとか、不当な対価にならない範囲でやれば、それは合法とみなさざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○中村(重)委員 非常に重要な問題でありますので、いづれ時間が十分あります際にこの問題についてはお突っ込んでお尋ねもし、見解も伺てみたいと思いますが、中小企業庁長官、いかがでございますか、あなたのほうの解釈は、第九条の二にありますが共同施設、これは中小企業協同組合の価格協定まで含むという解釈をおとりになりますか。

すか。

○政府委員 この第九条の二の共同施設というのは、いま公取委員長のほうから物的施設のみと解するのがすなおではないかと思はれるというふうな御趣旨の発言があったかと思ひますが、中小企業庁といたしましては、従来から、共同施設というのは物的施設をつくってそれに基いて行なう共同事業というのが入るのは当然でございするが、それ以外の共同事業というものも排除されてない、入っておるという解釈で組合を指導してきておる事実がございします。たとえば第三号の「組合員の福利厚生に関する施設」これは組合員のために何らかの物的施設をつくって福利厚生をはかるということとはもとより、従来から、組合が掛け金をいたしまして福利厚生の見舞い金を出すとかが、あるいは火災にかかったときに積金である金で組合員に払うとか、こういうことも別に物的な施設はないわけではございしますが、これに入るといふことで、小規模の形で認められてやっておった。もともと現在は火災共済に關してはその後立法が行なわれて、同じ組合法の中で火災共済に關する別の組合制度ができたが、それ以前においてはそういう解釈のもとで行なわれておった。それはその当時においては非合法とは考えられていなかった、こういう事態がございします。

ただ第一号の業務というものは、先生御指摘の御趣旨は私よくわかるのでございします。そういうふうにしていくと価格協定も入るし何でも全部入るではないか、それが独禁法にはね返るといふことは、中小企業の振興をはかるということとはわかるけれども、別途健全な中小企業の育成、共同事業というところから、やはり合理的な限界なり指導というものをほつきさせなければいかぬだろう、こういう御趣旨で御指摘になっておるのだらうと思ひます。その点につきましては委員長も先ほど御答弁になったと思ひますが、独禁法第二十四条ただし書きで、不当な方法を使うとか、価格を実質的に引き上げるようなことになったときには、いかに零細な企業だけでつくった協同組合の価格

協定——これは私もあくまでさっき言いましたように、組合法の中で合法的に読めるという指導を長年いたしてきておりますが、独禁法二十四条ただし書きで、公益の確保をするという意味から別途これは公取が厳正な態度をもって臨まれる、それはやむを得ないというよりもむしろ正しいことである、こういう解釈をしておるわけでありります。

○中村(重)委員 私はきょう同有名詞をあけて具體的な事例を申し上げることを避けます。避けまされども、協同組合の事業内容として、これをきわめて拡大解釈をいたしまして事実上不正な取引をしておるということを承知いたしてはいるわけでありります。

そこで、中小企業庁長官から、いわゆる独占禁止法の適用除外の協同組合の共同事業とはどういふものなのか、その点についてのお考えをお聞かせいただきたい。独占禁止法の適用除外に当たる協同組合の共同事業の範囲を伺えよろしいので

○政府委員 公取委員長がおいでになっておりますので、私は関係者としての答弁という程度で……これは独禁法の二十四条の解釈適用の問題であらうと思ひますので、私は関係者だと思ひますが、ここにはつきり書いてありますように、一応協同組合の行なう行為については価格協定も入ると私は申し上げましたが、これは独禁法の規定は適用しないと一応二十四条本文には書いてございします。ただしとして、「但し、不正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。」つまり独禁法を適用してそういう行為は排除される。かりに中小企業協同組合でもそうであるということはつきりうたわれておるわけではございします。したがって、このただし書きに該当する場合

には、中小企業の協同組合の共同事業についても独禁法の適用除外が排除される。つまり独禁法がもろに大企業並みにかかってくるということではござい

ざいます。したがって、協同組合が行なっておる価格協定行為についても、その実態に即して公取のほうで調査の上、遺憾ながらこのただし書きに該当しておるという場合には独禁法の定めるところによってその排除措置が講ぜられてしかるべきであらう、かように私も解しております。

○中村(重)委員 協同組合の行なう共同事業とはどういう範囲までですか。いま申し上げたように、具體的な共同事業というものはこういうものだとお示しいただければわかるわけではござい

○政府委員 共同事業の一番具體的な例は、協同組合法九条の二の一号の生産に關する共同事業、これは、共同生産施設を持って生産工程の一部を共同化するというふうなことは、繊維の組合その他従来から非常に行なわれております。それから購買に關する共同事業ということでは、注文を一括組合が受けて、それを組合員に流していくという行為そのもの、もちろん共同購買のために何かトラックを持つとか物的施設を持つということも入りまします。一括受注というふうなことは非常に重要な共同行為でございまして、受注行為そのものが共同行為として広く行なわれ、成果をあげておるわけではございします。こういうことが組合の共同行為の典型的な例かと思ひます。

○中村(重)委員 時間がありませんから、この点はまた後日にお尋ねをすることにいたします。大蔵省からお越しでございしますから……先般大蔵省では、土地取得関連融資の抑制ということと銀行局の局長通達をお出しになっておると思ひますが、その後の実績と申しましようか、状況についてお聞かせいただければと思ひます。

○吉田(大)政府委員 この前、実は夏以来投機目的の融資については自粛を促してまいりました。その後、個別に状況を調べてまいりましたところ、投機あるいは投機でない実質的な融資であるかどうかというこの判定が非常にむずかしいという問題が起こつてまいりました。ただ、明ら

かに言えることは、一般の貸し出しの伸び率に比
べますと、不動産関係の融資の伸びが異常に高い
という状況が、私どもの三カ月ごとの調査でわ
かってまいりましたわけでございます。そういう
ことに着目いたしまして、具体的な数字でこれを
規制していくことが一番実効がある方法であろ
うか、かように考えたわけでございます。

たとえて申しますと、全国銀行で一般の貸し出
しは、昨年の十月から十二月まででは、大体八
分の一という伸び方をしておりますが、不動産
業、これが業種としては最も高いわけでござい
ますが、これが倍近くの一五・六%、かような状
況になっておるわけでございます。したがいまし
て、これを一般の貸し出しの伸びに合わせるよう
にということをする基本的な考え方として、四
月から六月までの期間の貸し出しについては、
一切総貸し出しと同じ水準におさめるというこ
とを基本目標としております。

その総貸し出しにつきましては、もうすでに中
村先生御承知のとおり、日本銀行で総貸し出しの
水準の指導をいたしておりまして、いわゆる四半
期別四%の伸びに押えるということとございまし
て、これが一つの基準になるわけでございませ
う。したがって、この基準に合わせるためには、一
月から三月までの計画について、不動産業につ
いては四月・六月にその水準に達するように具体
的な計画をいま各銀行から聴取しておるという
状況でございます。

おおむね申し上げますと、都市銀行については
従来の三分の二程度の貸し出し計画を一月・三
月の線に押えております。それから四月・六月期
にはさらに三分の一減らしまして、全体のいまま
での、昨年の十月から十二月までの水準の三分
の一ぐらひに押えるという計画を立てておるよう
でございます。

それから信託銀行、長期信用銀行につきま
しても大体同様でございます。信託銀行は一七%ぐ
らひの従来の不動産業に対する貸し出しでござ
います。これを一月・三月におきましては大体一

二、三%の線でそろえて出してきております。そ
して四月・六月にはこれを五%ぐらひの水準にま
で落とす。長期信用銀行も、大体同様の計画で現
在臨んでおります。

これがどういう状況になっておるかということ
でございますが、銀行によってまちまちでござい
ますが、従来の商談あるいは交渉の進んで
おったものについては、その中で具体的な計画の
あるものについては、やはりこれを今期も認めて
いかざるを得ないであろうということを取り入れ
ておるようでございます。したがいまして、こ
ういうものについては、一月から三月までにつ
いては、これを融資カットをするということは非常
に無理がまいります関係上、やっとならないよう
でございますが、たとえば非常に融資計画があや
ややであるとか、あるいはその具体的な計画の着
手が長期にわたるようなもの等については、融
資を断わっておるというように聞いております。も
ちろんこれについては、この具体的な総枠の外に、
地方公共団体が土地を買収するための融資とい
うものは除いておるわけでございます。したが
って、一般の不動産業に対する融資については、今
後さらに一段と新規融資については縮小されてい
くことになるか、かように考えております。

○中村(重)委員 そうしますと、銀行等の融資の
最近の状況は通達の線に沿った好ましい状況であ
るという判断でございますか。

○吉田(太)政府委員 現在までのところは、総量
の具体的な計画を聞いておる段階でございます。
したがいまして、総量の融資の計画の中間点とい
う意味での一月・三月の計画に関する限りは大体
望ましい方向に行っておるのではないかと、かよう
に考えております。ただ、それぞれの計画の中の
具体的な融資というのにつきましましては、私ども
は一月・三月期が終わりますころに各銀行から個
別に融資状況を聴取いたしますので、その中で判
定をすることにいたしております。したがって、
個別問題としての融資として非常に慎重を欠く、
あるいは適切を欠くかどうかということについて

は、まだいまのところ的確にはつかんでないとい
う状況でございます。

明らかにされましたが、通産省とされても、この
四十条を適用しての公正取引委員会の調査活動は
相当であるという判断をお持ちになるかどうか、
法解釈の点から見解を伺っておきたいと思いま
す。

○中村(重)委員 通達の中に当分の間とあるわけ
ですが、当分の間というのはいつまでだというこ
となんですか。

○山下(英)政府委員 公正委員長がお答えになり
ました点については、私どももそう考えておりま
す。そのほか、個別法におきましてそれぞれ立ち
入り検査の権限等がございますので、その事態に
応じては、法に基づいて、取引行為を営むもの、
これを政府が調査すべきだと考えております。
○浦野委員長 松尾信人君から関連質疑の申し出
がありますので、この際、これを許します。松尾
信人君。

○吉田(太)政府委員 この措置はいわば一種の緊
急措置でございます。厳密に申し上げますなら
ば何らかの権限をもって行なうべき性質のものだ
ろうかという面がございます。これは現在のところ、
銀行法に基づきます大蔵大臣の一般監督権
の発動として、むしろそういう公共的な金融機関
として当然社会的責任にこたえて融資すべきであ
る、その自主的な調整を要請しておる、かような
趣旨の通達でございます。したがいまして、これ
はきわめて異例でもあり、いわば望むらくは避け
るべき手段ではなからうか、かように考えておる
わけでございます。しかし、何ぶん国民的な問題
になっておるという土地問題、特にそれが金融
機関の融資という面から加速されるというよう
なことがあつてはならないという、そういう事態に
備えたものであるだけに、できるだけ早く土地問
題の異常事態、特に金融機関の関連の結果それが
加速されておるという状況がやみ次第、これは
やっぱり撤回すべきものである、かように考えて
おります。ただ、これが一年続くのか二年続く
ものかというところは、今後の金融機関の貸し出し
態度を見て判断したい、かように考えておるわけ
でございます。そういう意味で当分の間、こう
いうふうにしたわけでございます。

○松尾委員 ただいま国民生活物資の異常な高
騰、買い占めとか買い惜しみの問題、それで質疑
がかわされてまいりましたけれども、私はこの問
題をもう少し明確にしていきたい、このような立
場から、まず公正取引委員長に聞くわけでござい
ますが、詳しいことは時間がありませんので申し
上げません。当然もうおわかりのところでありま
すけれども、この独禁法の一、二条、これは目的
でございます。この独禁法は、この目的規定
でございます。そして、不当な取引制限、または不
公正な取引方法を禁止する、そして結局は公正かつ
自由な競争を促進していくのだ、そして一般消費
者の利益を確保するということを規定しておるわ
けでございます。また、二条の定義では、不当な取
引制限とは何だ、不公正な取引方法というものは
何だということを定義しておりまして、そして、
この不当な取引制限については三条でその禁止を
する、不公正な取引方法については十九条で
その禁止をする、このような規定も明確に盛り
込んでおるわけであります。

○中村(重)委員 同僚諸君の質問の時間を勘案い
たしまして、通産大臣に対する質問、その他公正
委員長に対する質問を留保いたしまして、あと一
問でもって私はきょうは質問を終わりたいと思
います。

山下企業局長にお尋ねいたしますが、先ほど商
品投機の問題に対しまして、公正取引委員会は当
然第四十条を発動して調査のための措置を講ずべ
きであるということに對しまして、公正委員長は
これに基づいての調査を実施したいという態度を

でありまして、国民の大きな期待をこに持つた
でおるわけでありまして。だが、一体どうい
とでやってくるのか、こういうことになるわ
けでありますけれども、このようなことを前提に
いたしまして、私は端的に聞くわけでありませ
れども、この独禁法で投機取引というものを
を抑制することがやれるかどうかというものを
一回明確にひとつお答え願いたい。まずこれを
公取委員長にお聞きするわけでありまして。

○高橋(俊)政府委員 先ほど申し上げまし
が、よほど極端な場合でないと、投機的な取引
のものをこの法律によって排除するというこ
は法律的に困難であるというふうに思います。

○松尾委員 それで、これは事実の認定にな
るわけでございます。でありますから、法に触
れれば確かにこれは公取として動き出さな
ければいけない、このように思うわけであり
ますが、しかし、その認定の問題になります
お話しのとおり、これは事実証拠というものが
一番大事でありますから、個々の問題という
を解決することには、確かなかなか困難はあ
りまして、法律のたてまえとしては当然
やっつけけるのだ、こういうことをまず明確
にしたいというわけでありまして。

そして、では、どういう場合に公取として動
き出すのかという点にも今度は触れてくる
わけでありまして。そして一番大事なことは、ほん
とに公取がやる気があるかどうかということ
であります。あなたのほうで、法のたてまえも
なんだ、ですからやる気があるんだ、ですからこ
の法を守り、国民生活を守っていくという立場
から、私のほうで十分やる気があります、こうな
ってきますと、非常にみんなが安心もいたしま
すし、そして、確かに公取に権限があるんだ、公
取がこの問題についてはしっかり動き出した、こ
のような期待というものが一ぺんにかかってくる
わけでありまして、ほんとうにやる気がある
かどうか、そして四十条等が入っているお考
えであるかどうかということを明確にしたいだ

きたいと思うのであります。

○高橋(俊)政府委員 独禁法というのは、結局万
能の法律じゃないので、やはり資本主義の公正自
由な競争、そういうものを促進することによ
て、ひいては国民の生活を豊かにする、そういう
ことでありますから、直接にある種の行為を規制
するという問題になります、先ほど申しました
投機的な行為、投機による利潤を得るために行な
うそれぞれ個々の業者の行為に対しては、
はつきり申し上げまして適用はできません。ただ
し、その業者がお互いに同じようにしめし合
て出荷を抑制する、買い占めをやって出荷を
いようにするというようなことをする、そして
段が大幅に上るような場合に、こういう
行為に疑いがあるという場合には、これは四十
六条を適用してもできますが、さしあたり、私
どもとしては、いままでそういうふうな証拠
ものにより、たいていの場合違反事件につ
いては、何か事件の端緒が必要なんです。職権
による端緒もありませんが、たいていは申告と
称する申し立てがあるわけでありまして。証
拠があるというふうなことで、証拠が多少
微弱であっても、そういうことがあると四十
六条によって行動を開始するわけでありま
す。この場合、いままでのそういう
買い占め事件について申告が全くないとい
てもいい、ただ一部の品物について共同行
為があったというふうな、陳情とも申告とも
つかないようなものがありまして、これは
事情を調査中でございまして、ですから、
御期待にまづるでございまして、これは四十
六条によりますので、先ほど申しましたよう
に、公取が先ほど申しましたようにできて
おりますので、投機的な行為を直接に取
り締まるというふうにはまいらない。しか
し、できるだけやり得る範囲で四十条によ
る調査などを行なうつもりであるとい
うことは先ほど申しました次第でございま
す。

○松尾委員 それで結局は実態調査をやるかど
うかということになるわけでありまして。そ
れから情報収集をどのようにやっていくか
という点に

なってくるわけでありまして。これは現在もうす
でに公取としてある何かはやっていらっし
やるであらう、こう私は期待をしておるわ
けであります。では、公取として現在この
ようにやっています、また実態調査のほう
もがっちりやっています、このような面
であなたのほうはいかがですか。
○高橋(俊)政府委員 いろいろな思惑が
発生して、かたは、いへんもう時期が
おくれまして、たいへん申しわけな
いのでありますが、いまはできるだけその
情報を集めるということに主力を
置いております。
○松尾委員 ですから、情報の入手に力を入
れて、公取として、こういうものに
該当した場合に当然発動できるのだとい
う何かの鎮静剤というものが、きつと
現在も法律はあるのだ、その法律に
基づいて公取はこういうことをや
っているのだというふうな、そういう
ものが打ち出されま、これはそれ
だけでも大きな抑制といえます
か、鎮静剤にはなるであらう。そうい
う打ち出しがなくて、単に情報を集
めておるとか、なかなか表へも出
ませんし、ですからそこところの
かね合ひでありますけれども、やは
り一つの伝家の宝刀のなすような
ものはきつとある、その発動とい
うものは現実にはむずかしいの
でありますけれども、やっています。
一生懸命力を入れています。この
ような点は、私はむずかしいの
でも、そういう面で大いに督促し
て公取が力を入れてやる、この
ような点は、きつとやります。
○高橋(俊)政府委員 私どもは、た
だ、おどかし的な行為を行なうこ
とによって鎮圧しようというの
ですとやはり法に対して忠実で
ないといふことになりまして、そ
の辺はよく順序をわきまえて、ま
ず情報を収集することに全力を
尽くし、なおその過程において幾
ぶんかでも疑いがあれば、全く調
査のためだけでもよろしいので

が、関係業者を呼んで資料の提出を求め、情報の提供を要求する、こういうふうなことをや
ったほうがよいのではないかと。先ほど中村先生からの質問の過程におきましても、私は最初はきわめて消極的なお答えをいたしました、そうではなくて、必要とあらば関係業者を公取に呼んで事情を聞く。そうしないと、ああいふふうな二倍だ、三倍だといふふうな価格に上ったものに対して国民の疑惑が晴れないし、いろいろこれから立法措置を講ずるにいたしても、若干手おくれといいますが、時期おくれになるおそれもありま、それから、われわれのなし得る範囲で、正当な法律行為として持っている権限の範囲内で適宜な措置をとりたいと考えております。
○松尾委員 非常に明確になってまいりました。それで、この点はしっかりお願いしておきたいと思っております。
もう一つは、輸入物資の関係でありますけれども、これは輸入商社があります。この輸入商社のほうにつきましても、いま独禁法上公取としてはどのようなことができるのであります。いろいろの問題があると思うのでありますけれども、八条で禁止行為もありません。届け出義務もありません。それで何か輸入商社、その事業体、そういうものに対して届け出をとりついでいるとか、やはり輸入物資がなかなか値下がりすべきものが下がりついでないというふうなことで、これも非常に問題でありますので、いかがですか、この輸入商社の関係は。
○高橋(俊)政府委員 輸入業者、これは輸入業者に限りますが、事業者団体はすべて届け出をするようになっております。現在、総数から申しますと二万というたいへんな数字になるのでありますが、輸入業者の分だけを上げますれば、おもしろいものとしては四十数件でございまして、これは、中には、その品目がたまたま問題になつておる品目のものを取り扱う業者団体も含まれております。そういうことで、輸入品を中心としたような資材の値上がり、大豆などは大半が

輸入でございますが、そういうことについて、私ども、事業者団体のほうから事情を聴取するといふふうなことをするつもりでおります。

なお、輸入品が値下がりすべきであるの下がらないというふうな問題につきましては、これは輸入総代理店の問題からいっておる場合が多うございまして、並行輸入をいやくも阻害するようないことは一切いかに、そういう点で監視体制を強めてまいりまして、下がるべきものが下がらない場合には、その事情を追跡していくというふうな体制をとっております。

○松尾委員 以上いろいろ質疑してまいりまして、委員長のお考え、今後のあなたのやうていこうとされるものがわかったわけでありまして、せつかくやろうと思えばやれる、そのような法律規定があるわけでございますから、これでやる。やってみて、ほんとうにどうにもできないというときに新たな立法措置等が考えられるべきであろう。ですから、まずやれるものでやってみて、そして、いまみんなが許しがたいという感情で物価の異常な値上がり、そこに買い占め、売り惜しみという注視しておるときでございますので、今後ともひとつ強くがんばってまいりたい、そして着実にひとつ成果のあがるような行動をとっていただきたい、このように強く要望するものであります。一言決意だけを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○高橋(後)政府委員 私どものほうはそれぞれの担当部員、一々申しますとなんですが、みな十数名とかいふふうなきわめてこまかくなっております。能力には限界がございますけれども、有効で適切な処置についてできるだけわれわれ研究いたしなからそれ相応の効果のあがるような措置をとってまいりたい。ただし、法律的に不可能であるという問題につきましては、これはどうしても御容赦願わなければなりませんけれども、いやくも法律に触れる疑いがあると思われものについて、一般調査権もできるだけ活用していくというところでございますので、どうぞひとつよろし

くお願いいたします。

○松尾委員 では終わります。

○浦野委員 暫時休憩をいたします。
午後三時五十八分休憩

午後四時十八分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。神崎敏雄君。

○神崎委員 私は、質問する前に委員長に申し上げておきたいのですが、理事会でさきに決定した事項の中に、委員会は過半数以上が出席する、これを原則とするということになっているのですが、特に責任政党と自負されている自民党の委員の諸君の少ない中で委員会をやることを非常に遺憾に思っています。ひとつ、委員長はどうかこういふことを今後の例にしないということが先ほどもありましたが、ほんとうにこういふことのないように警告を発しておきたい、こう思っております。

さて、大臣お越しになったので、私は質問に入るのですが、今回の円・ドル問題の中でも、とりわけ中小企業は大きな打撃を受けたということ、すでにこれは先日明らかにしておるものであります。その中小企業に対する対策の一つとして、金融措置が問題点になっております。

そこで、私は、通産大臣の所信表明に関連をいたしまして、幾つかの問題点について、これからお尋ねをいたします。

まず最初に、昭和四十八年度中小企業施策の目玉として小企業経営改善資金、これの融資制度を創設された、この経過と目的についてお伺いをしたいと思うのであります。

○中曾根国務大臣 経済の激動期でありますので、小企業、特に零細企業の皆さま方が、この時期にたくましく経済界を乗り切っていくけるように、金融措置を特別にやろう、そういう考えを持って、商工会議所あるいは商工会というものが

法的に認められた公益法人でございますから、それと連絡協調して円滑な金融制度を開いて、小規模企業者の経営改善に資する、そういう考えでございます。

○神崎委員 それでは、その新しい制度の概要と申しますか、融資の内容、それから融資を受けられる資格、これらについての説明をしていただきたい。

○政府委員 国会にいま御提案しております来年度予算の経営改善資金についての現在の考え方でございますが、まず融資対象はいわゆる小企業を対象にいたします。製造業では、常時雇用する従業員五人以下、商業、サービス業では同じく二人以下の人を対象にするという考え方でござい

ます。それから限度額でございますが、一企業当たり、来年度におきましては百万円が限度、ただし、運転資金のみにつきましては五十万円を限度に考えています。

それから金利でございますが七％、融資期間は二年間、こういうことで考えております。

なお、この融資はどが行なうかという点でございますが、先ほど大臣の御答弁にありましたように、国民金融公庫を通じてこの融資を行なう、この場合に商工会議所、商工会からの推薦に基づいて行なう、こういうことでございます。

○神崎委員 次に、政府はこれまでに小企業向けの金融措置を含めて、対策をいろいろ講じられてこられたようでありまして、これらの従来の施策と今回やられるこの制度との違い、特に従来と比較して、この制度のすぐれている点というものがあれば、ひとつ説明をしていただきたい。

○政府委員 零細企業につきましては、従来からいままお話がありましたように、いろいろな施策を講じておりますが、特に一番窮乏な面は、何と申しますと、零細企業の場合には金融でござい

ます。金融の悩みが一番深刻でございまして、従来は国民金融公庫からいわゆる零細生業資金という融資が行なわれております。

それから民間からの借り入れ、もちろん銀行だけではない、信用金庫とか組合とかいふふうなものも民間金融機関でございますが、そこからの借り入れを円滑にするための信用保証制度というのがございまして、その中で特別小口保険というものをつくりました。県信用保証協会が無担保、無保証で保証に立ててやる。保証料は払う必要があるわけですが、担保、保証人は要らないという特別小口保険制度、こういうものがあります。

また県から直接行なってもらっておる制度としては、こういう零細企業が近代化のために設備を買う場合には、国と県とが同額ずつを出し合います。機械の購入代金の五〇％を無利子で融資をしてあげる。設備近代化資金と申しておりますが、そういう制度を設けております。

また中小企業振興事業団、ここにおきましては、こういう零細企業が、メッキとか皮革等に例があるわけでございますが、集まりまして、工場アパートといっておりますが、同じ建物をつくってその中にみんなが集まって、工程を合理化して共同事業をやるといふ場合には、その所要資金の六五％を二分七厘という低利で貸すというふうな金融上の措置を行なっております。

なお、税の上でも、今回国会に御提案しております個人事業主報酬制度というものは、個人形態は零細が大部分でございまして、こういう層を十分念頭に置いての税の面での合理化である、かように御承知いただきたいと思っております。

それで、今回の新しい金融制度と従来の制度と一体どこが違うのかというお話でございますが、(神崎委員「従来と違う、すぐれた点」と呼ぶ)これにつきましては、政府機関がひとつソフトな条件で金融をつけようという点がねらいでござい

ます。国民公庫が現在三百万円までは保証人だけで貸しておりますけれども、金利も七・七％でござい

ます。今回の小企業経営改善資金貸し付けは、金利は先ほど申しましたように七％、金利も

特利にいたしております。特利にするために、来年度では三十億、一般会計から国民公庫に金をつけるというふうな手当てをしておるわけでございます。

もう一つの点は、無担保、無保証でございます。こういう点が、政府関係機関からの金融として従来になく条件がソフトになつておる点がすぐれた点だろうと考えております。

○神崎委員 従来との違いは、よくわかりました。これに関連しては、またあとで質問をいたしますが、では、この制度を利用する際に必要となる資格要件について説明をしてください。

○莊政府委員 資格要件の細部につきましては、予算もまだ通っておりませんし、いろいろ検討いたしております。いずれ財政当局と十分打ち合わせ、関係方面、商工会議所とか商工会あるいは中小企業関係の各種団体等とも十分打ち合わせの上、煮詰めた後、かように考えておりますが、やはり私も中小企業庁の事務当局としての考え方は、小企業であること、これはもうはっきりいたしております。従業員五人以下あるいは二人以下と先ほど申し上げました。そのほかに居住要件と申しますか、一定の地域内で一定期間継続して事業を行なつていた人をやはり対象にしたい。それから、これは特別小口保険制度の場合にも同様でございますけれども、払うべき税金を払つておられる納税要件、これは国の一般会計の財政の金を融資するわけでございますから、特別小口保険の場合同様の配慮は要るんじゃないか。最小限、そのあたりのことをいま考えております。

○神崎委員 それ以外には何も条件はありませんか。

○莊政府委員 これは、要件というのはことばが適当でないかと思つておるのでございますが、その小企業自体が会議所とか商工会の経営指導を受けておりました、その会議所、商工会から国民金融公庫のほうに推薦をしよう、その中から貸していくというふうなことは、これはやり方の問題として一つあるわけでございます。居住要件と

か納税要件とかいうのは、そういう意味では一つの資格要件でございますし、推薦の問題というのはやり方の問題というふうな私どもは理解をいたしております。

○神崎委員 それで大体わかりましたが、そうしますと、いまの説明された中から、納税要件というのは国税や地方税を完納しているかどうかということですから、たとえば納税証明書というものがあればこれで客観的に確認できますね。さらに一定の居住という問題ですが、これについても居住要件であります。これを客観的に保障するのは住民登録、これで十分客観性があると思つて、ですから、資格の要件で問題になるのは、いまあなたが申し上げた経営指導員の指導という条件なんです。

そこで、経営指導員の指導を受けること、商工会議所または商工会の推薦が要る、こういうことですが、この経営指導員の指導、推薦ということについて、もう少し具体的に、どのような指導内容と性格を持つておるものか、あるいはそのカテゴリーはどういうものなのか、これを聞かせていただきたいと思います。

○莊政府委員 零細企業に對しましては、国としては、特別の指導を行なう必要があるということでは、従来から国と県が協力しておるわけでございますが、国も一般会計から相当額を出しまして、商工会議所、商工会に指導員というものを置いてもらつておるわけです。そして、現在、国と県で指導員の人員費というのは全額補助した形になっておりますが、指導員に對しては、中央で定期的な研修教育というふうなことも行なつておりますし、それぞれの会議所、商工会の地区内で人員費のほうも国と県とで折半して見ておる、こういうことでございます。

その指導の内容でございますが、これはもう実に多岐にわたるわけでございます。小企業でございいますから、いろいろな点で知識、経験も足りませんし、情報も不足する。しかも企業でござい

ますから、個人経営の場合でも、中ぐらゐの会社全部で手分けしておることを大体一人か二人の人が全部考えて処理していかなければならぬというところまでいへんでございます。そこで、やり方としては、巡回指導ということもやっておりますが、窓口に来てもらつての相談に乗つてあげます。そしていろいろなこと、もう何のことは教えません、指導しませんというのではなくて、聞かれたら、頼まれたら何でも能力の許す最高限度までやるというのが本務になっております。

それで、やはり一番重要なのは、経営のあり方について企業者自身ではなかなか判断がつかない、あるいは知識、知恵がないというふうなところを診断してやりまして、そうしてこの経営をどう改善しなさい、そうすればよくなるというふうな経営のあり方についての基本的な判断、助言ををしてあげます。これが指導員として一番大切なこととてございまして、そのほか、もろもろの相談、苦情、全部受けてやる、こういうたてまえにいたしております。

○神崎委員 いまいろいろ御説明を伺つて、いよいよこれからそのことについてお聞きしていくのですが、結局はもろもろのことやら経営のことやら、もうありとあらゆる相談を受けるというふうなことですが、その相談を受けた上の結果の判定というものは、この受けた指導員の主観的な判断によるものである、こういうことになるのですか、それでいいのですか。

○莊政府委員 経営指導をもつて行なう専門の職員として商工会議所がその経営指導員を設置しておるわけでございます。あくまで商工会議所の職員でございます。ただ、仕事の持つておる公共性、これに着目いたしまして、いま国と県が全額人員費の補助をしておるというところでござい

ます。それで個々の零細企業に對して、経営の基本的な問題はここだからこをこういうふうなびで改善することが適當であるという指導をするわけでございますから、これはあくまで専門家として日々やっておる点でございます。一々商工会議所

の会頭がその名において勧告をしたり指導をするというふうな実態ではございません。

○神崎委員 そうすると、ここに中小企業庁が出ておられる「経営指導員必携」というのがありますね。これを承知しておつたら、先ほどから言われている一定のところに居住しておる、あるいは税金を完納しておる、こういうことが必須条件であるならば、別に、ことさらに特定の教育を施された指導員が指導しなくとも、ただ税金が納まつているかどうか、あるいは一年以上同じところである、同じ事業をやつていられるかどうかということがあつて、ほかに要件がないというなら、客観性はそこで認められているのだから、ことさらに指導員でなくとも、だれでもそのことを確認すればやれるという基準になるのと違ふのですか。

○莊政府委員 居住要件とか納税要件というのは、特別小口保険の場合もそうでありまして、やはり国の資金的な助成を行なうという点では共通でございますから、特別小口保険と少なくとも同水準のことというふうな、いま事務的に内部で検討しておる点であるということをお聞き願ひいたします。

この融資制度を今回設けましたのは、従来からぜひこういう制度が要るということが中小企業の業界からも要望があつたわけでございまして、いま申し上げましたように、商工会、商工会議所では指導員という専門家を置いて、長年零細企業を対象にしてその経営改善の指導を行なつてきたわけでございまして、指導員といひましても、そこでとまつてしまふ、金融についてなるべくソフトな条件のものをひつと、その指導を受けた線に即して企業が行なおうとする場合に、普通どうしても資金需要が起りますので、そういう場合に金融とよく結びついて、口だけの指導でなく、助成措置のほうまで手を伸ばしてもらいたい、そのでない、なるほど、こういう指導であつたと思つても、なかなか自分の力だけではできにくい面がある、こういう点が足りない点として指摘されておつたわけでござい

そこで、零細企業対策を本格的に進めるためには、従来の経営指導そのものも強化していくというところがもちろん大事でございますが、その経営指導に魂を入れると申しますか、経営指導の線に即して企業が経営改善を行なう場合に助けになるように、それが実を結び得るようになり、金融制度を設けて、そうして指導員に推薦をさせて金をつけていくということが経営指導の実をあげるものである。かような考えが基礎にあるわけでございます。そこで、今回のように商工会議所、商工会の経営指導事業のいわば一環という考え方でこの金融制度を国民公庫につくった、こういうことでございます。

○神崎委員 たかだか百万円の金を借りるのに、まず税金が完納されていて、一定期間同じところで生業が営まれているという客観的な保証があつて、その上にまだ経営そのものの指導に魂を入れなかつたら五十万、百万の金を貸さない、そういうようなきびしいワク内ではこの融資というものは受けられないのですか。経営指導員なるものの指導によってこれからやられようという積極的な理由というものをいま聞かしてもらつと、中小企業というものはあまり経営もじょうずでないし、やることもあまり魂が入つておらず、だから国から金を借りなければいかにやうな状態になるのだから、ひとつここで魂を入れかえて経営を強力な形に運営できるような指導をしていくんだ、それに従つたら五十万、百万の金は貸してやる、こういうふうな受け取つていいんですか。

○政府委員 私が申し上げたのは、いまお話しになつたような趣旨で申し上げたつもりでは実はございません。私のことは足りなかつたならばおわびをいたしますが、最初に申し上げましたとおり、零細企業というのは非常に困難な問題を多くかかえておるわけでございます。非常に小さな企業体で、多くの場合、個人企業のような形でもるもの問題に全部立ち向かわなければならぬというふうな経営上の非常にむずかしいハンディキャップを背負つております。したがって、

経営の改善指導に対する期待というものは、当然にもう従来から非常に大きいわけでございます。

そこで、国も県も力を入れて、会議所、商工会に対して補助をいたしまして、経営改善指導につとめてきておるわけでございますが、魂が云々と申し上げましたのは、ただ口だけの指導というところに、従来は残念ながらその指導事業というのとはどまらざるを得なかつた、その点でございます。決して中小零細企業自身が魂が云々というところでは、もちろんございません。零細企業は必死になつて事業をやつておるわけでございます。それに対して指導をするのが、指導だけにどまつてしまつておるということでは、その指導の効率はそことまると、そこで、指導そのものに魂を入れ、効果をあげ、零細企業の指導に実をあげた点である、こういうことを実は申し上げたわけでございます。

○神崎委員 話をこまかしてもらつては困るんだが、その指導に魂を入れるというやうな表現は、さっきの質問に魂を入れるという言ひはなかつた。中小企業の経営に魂を入れるという言ひを言われたので、経営に魂を入れるとは一体どういうことかというのを聞いたのであつて、そしてまた言うが、今度は非常に抽象的なものもろもろということですが、ではもろもろとは中身は何かということになつてくる、これは一時間や二時間では済まないと思うのです。先ほどは、巡回もしてやる、窓口に来て相談に乗つてやるんだ、こういう答弁もあつたのですが、あとでそのことについて関連して聞きますけれども、ほんとうにそういうことがやれるのですか。やる自信があつておやりになるんですか。そういうことが長官、具体的にできるのですか。ここで質問しているときにはそういう答弁をされていきますけれども、具体的実情としてそういうことがほんとに実現し、また実施されると思つていますか。自信があつたら自信がある、必ずやるなら必ずやる、やろうと思つてゐるんだつたらやろうと思つてゐるんだ、一つの構想

である、プランであるという程度のことでもどちらでもよろしい。

○政府委員 従来から全国で五千人程度、この経営指導員というものを配置して指導につとめてきておるわけでございます。当然零細企業の数というものは非常に多いわけでございますから、すべての零細企業にまんべんなくその指導が行き渡つておるかといわれますと、現状においてはまだまだ不十分だ。これからこれはよほど強化していく必要があるというところは、率直に認めざるを得ません。ただ、指導員としては、何とか零細企業経営をよくしようということで懸命の努力をしておる、これはもう私もよく認識しておるところでございます。

○神崎委員 それを追い詰めていつたら時間をとるので、あなたがいま言われたので、あとで言おうと思つていたことが逆になつて先にくるのですが、いままでやろうと思つていたことが不十分で、なかなか思うようにはいかないのだと言われております。あなたのほうから出ているこの資料なんですけれども、これは中曽根大臣も聞いてもらいたいです。

小規模の事業者というものは商工会議所あるいは商工会に結集されて、もろもろの相談についていろいろな角度で懇切丁寧に指導されるらしいし、魂も入れられるらしいが、東京商工会議所には小規模事業者というものは一体何ぼあるか。三十四万二千七百八十あるのです。それに対して指導員というものは九十五名なんです。九十五名の指導員が三十四万二千七百八十軒の小規模事業者をどうのやうな形でやつていくとしておるのか。これでももろもろのことをやつたり魂を入れたり、いろいろなことのできるのかどうかというところで、たとえば私の出身地である大阪に例をとりますと、大阪には十六万二千七百八十八軒ある。ここに指導員は五十三名だ。隣に堺市というところがあります。ここは私はよく知つておりますが、中小企業の町、堺と言われるくらい今度のドル・ショックでも非常に大きな被害をこうむるところ

ですけれども、ここでは中小企業は一万五千四百七十六捕捉されている。ところが指導員はただの八人だ。こういうやうな機構と中身で、いままでで答弁されたやうなことが保証できますか。中曽根大臣、どうですか、この現状は。

○中曽根国務大臣 指導員がそういう大都會の商工会議所の一部において不足しているということば事実でございます。これらは順次強化していきたいと思つておりました、今度の増員のワクの中においてもそういう措置をとつておりますし、また、そういう大きな都會の商工会議所は支部をつくる必要があると思ひまして、そういう支部の設置についてもいろいろ進めてやつておるところでございます。

○神崎委員 答弁まことに不十分で、不足であります。こういうふうな具体的な事例を出すと、将来必ずこうするとか、こういう考えを持つておるというこの答弁に終わるのですが、ものには常識はずれのものはないで、将来ふやすといつても、三十万のところに五十人くらいだとかいふもので、一体先ほどから言われておるやうに、もろもろのことを窓口で懇切丁寧に何でもかんでも聞いてやるんだというところは、体制上も、これはもう話にならぬ。商工会議所とか商工会というところに、この金融をしてもらおうと思ふ中小企業者が訪れたり、また、そのこれだけ少ない指導員を待つておつたら、三年目か五年目に当たるか当たらぬかわからない。指導員一人で一年の間に幾らの事業所を受け持つのかといへば、大体約七百件だといつておるのです。一年は三百六十五日です。春夏秋冬祭日も休日もあるが、指導員が朝から晩まで走つても、年じゅう走つても二年です。これで祭日も休日にもなして、そうして魂を入れないやうなやうな不十分な経営しかやうやうと見ておる中小企業者を単に口先だけではなしに、懇切丁寧に自らが確保できるやうなやり方で指導するのだ、全く相反した、矛盾したことである。商工会議所とか、商工会とかい

ところの窓口に制約しないで、たとえば各行政
区の区役所とか、そういうところに商工課という
ところがあります。そういうところも、ところも
とつ融資の道を聞くようにして、それに対する事
業費なり、その他をひとつ国が十分に保証してい
ければ、もうそれを別にたくさん雇ってやらな
い。あなたが、いま説明されたようなことの親切な
とはできません。ただ、金を借りるのには、い
わゆる税金を納めている、一年以上なり同じとこ
ろで営業をしていること、それで大抵いいのだ、
そういうようなことになっておったのだから、別
にそういうことまでしなくてもいいと思うのです
ね。

このことは、念のために聞きますけれども、こ
ういうドル問題や円問題で困った中小企業がいか
にもこれで再生されるべく宣伝されております
けれども、これを借りようと思えば、いま言うよ
うな形のワタの中へ入っていく。そうじゃなし
に、何かほかのこれに対しては目的があるんじや
ないだろうか。たとえば、相談に行つた場合には
商工会の会員になれとか、あるいはおまえの帳面
のつけ方は間違ひだからこれは青色申告にしない
ければならぬとか、こういうような指導を強要し
たり、ワタをはめたりするようなことはあるのか
ないのか、何かそういうような折衷的なものがある
のかないのか、これを答えてください。

○駐政府委員 零細企業金融につきましては、先
ほど申し上げたわけでございますが、政府が直接
接行なり金融として、国民金融公庫の貸し付け
等は相当件数、金額が利用されておるわけでござ
います。今回国民金融公庫にこういうまた融資制
度を設けました趣旨というものは、先ほど申し上げ
ましたように、経営改善指導ということで別途
やっておるわけでございまして、その成果を
あげるためにこういう金融制度を設けたわけでござ
います。スタートしたばかりでございますして、
国民金融公庫全体の融資規模は現在一年間数千億
にすでに達しておりますけれども、今回は三百万

程度でございますから、全体の中では非常に小さ
なウェートしかどうしても残念ながら持ち得ない
というところは認めざるを得ません。ただ、やはり
経営改善指導というものは、その指導を受けた、指
導してくれたいというところで積極的な努力をしてお
られる零細企業の人にとっては、指導しつばなしと
いう従来の体制に比べますれば、やはり相当期待
できる、明るい前進ではないか、かように考えて
おるわけでございます。

それで、その場合に何か指導にからまして、
商工会議所に入らなければ指導してやらぬとか、
こういうことがあるのではないかとお話をござ
いますけれども、従来から商工会議所、商工会
というものは法律上もはっきりございまして、
地区内の商工業の総合的な発展をはかることが任
務であるということがございまして、会議所の会
員になっていない零細企業に対してはほとんど指
導、相談何でもやっておるという実情は先生も御
案内のとおりだろふと思ひます。この融資につ
きまして、会員でなければ診断、指導もしない
したがって、融資の対象にも推薦にもならぬの
だ、こういうことはないわけでございます。

○神崎委員 青色は。

○駐政府委員 失礼いたしました。

青色申告につきましては、中小企業対策とし
て、実は従来からやはりどんぶり勘定ということ
では、なかなか中小企業も経営の近代化の足がかり
がつかぬのを政府として判断から、青色申告
というものを政府として指導奨励してきたとい
うことはございまして、したがって、今後とも従
来同様、やはり記帳に関する相談等は相当多いと
思ひますので、そういうことは続けますが、青
色申告しなれば、あるいはすると約束しなけ
れば経営指導など今後もお断わりでありますとい
うふうなことは、従来も全然してないしと確信
いたしております。

○神崎委員 従来までのことを聞いておるのでは
なしに、きょうからあしたに行くところについて
聞いているのですが、これは青でも白でもこれに

は関係ないですね。

それでは伺いますけれども、ここにこういうこ
とと書いてあるのです。これは「経営指導員必
携」です。中小企業庁から出たやつです。あなた
も持ちたであらうと思ひますから見てください。
二十九ページのまん中ぐらゐ、「国税当局は、現
在、青色申告の普及育成に努力している。」「経営
改善の一環として、税務指導の着眼は青色申告の
普及育成にあるといえよう。」「青色申告会の組織
化に協力する気があが望ましいのであつて、ま
い。」「これはいまあなたが言われたとおりなん
で、」「ところが今度の「経営改善普及員必携」
「記帳指導編」、これの六ページの下から三行で
す。」「青色申告をしていくかどうかという問題で、
」「個人、法人ともに青色申告をしていくかどう
か、もし白色申告ならば、なぜ青色申告をしない
のか原因を究明し、税に関する正しい理解を与え
て青色申告に導くよう指導すること。」「それから
この二十五ページに、逆に青色申告をさせるた
めの記帳指導といつてもよいだろう。」「青色申告
を勧奨し、誠実記帳を指導すること」という欄の中
で、記帳指導の目的の一つに青色申告承認申請が
あるといふことと、こういうことを出して、続けて
「逆に青色申告をさせるための記帳指導といつて
もよいだろう。」「お金を借りるときに、この経営
指導やあるいは経営改善普及員といふことに
お粗末な人員構成ですけれども、これを必携とし
て持ってきているのです。これに当てはまらな
かったら百万円、五十万円の金が借りられない。
一方ではドルのショック、円の問題、それをあた
かも救済するがごとくぶちあげて、目玉商品のこ
とく振り回しておいて、中身は実は商工会あるの
は商工会議所の中へ入れていく、そのことが目的
である、こういうふうな思ひのようですが、この必携
は、おたくから出していいのですか。必携は指
導員が持つて歩くものじゃないのですか。もしこ
のとおりやらないといふなら、指導員は、あ
なたの思っていることとだいぶ違ふことをやるの
ですかね、どっちですか。

○駐政府委員 税務の關係につきましては、中小
企業者からは、特に零細企業からは、その指導を
十分やってほしいという要請というものは、従来
から非常に強いわけでございまして、そこで、記帳
指導員制度というものがございまして、もっぱら税
務申告の關係の記帳指導に一つとめておるわけで
ございまして、青色申告といふことを前提とし
て、いろいろ税制上の零細企業、中小企業に対す
る優遇措置といふものも近年整備されておるわけ
でございます。また、青色申告をするための帳簿
類の整理とかいうことを通じまして、経営の合理
化といふ足がかりがまたおのずからつかめてくる
といふことで、どんぶり勘定の経営をいつまでも
続けていくといふことから中小企業といふことも順
次脱皮をしてもらいたいといふことから、青色申
告をなるべく努力してひとつ皆さんもやってく
さいといふ呼びかけをして、指導をしておるわけ
でございます。したがって、記帳指導員としてはも
ちろん強制はしないわけでございましてけれども、
大部分の人が青色申告をしたのだが、帳簿のつ
け方がわからぬから、伝票の整理のしかたがわか
らぬから教えてくれといふことでおいでになる、
それに対して指導をする。たまたま青色申告につ
いてまだ十分な理解がないといふふうな人に対し
ては、青色申告といふことは非常に経営の合理化
にも役立つし、努力してひとつやるほうがいいこ
とだといふ意味の啓蒙指導といふことも重要な仕
事になるわけでございまして、そこに述べられてお
ることは、いま申し上げましたような趣旨に立つ
たものでございまして、青色申告をしないとか、
白色申告をずっと続けるという人たちは中小企業
政策の外に締め出さなければいけない、めんどう
を見てはいかぬ、こういうことはおおよそ違ふわ
けでございます。中小企業も努力をしておるべく
青色申告のできるような方向にひとつ進んでもら
いたい、指導もします、お手伝いもしましょうと
いふことで指導したいといふのがその必携の精
神だ、私はさうに理解をしております。

○神崎委員 聞いておることだけ答弁してもら

ていただかぬと、幾らか余裕が——委員長あるいは理事の方に御了解を得て十分や十五分延びることは認められているのですけれども、時間はほんどんたつので、伺っていることだけについてひとつ答弁してはしい。

私の伺っているのは、いま中小企業が帳面をつけるのに記帳に弱くてわからないのだ、そのために事業がうまくいかないのだ、だから政府さん、ひとつよろしく教えてくれといっている要望じゃないのです。これは中小企業に金を貸してやるのだ、約三百億貸すのだ、そして百万円、運転資金の場合は五十万円貸してやるのだ、これが出てきて、これについて、これを借りるためにどういう条件——要件としようといっているのです。それが条件です。その条件は何かといえ、税金を完納して、一年以上一定の事業をやっておいた者がまず該当するのであって、それ以外には、青色であるが白色であるが、あるいは商工会議所の会員であるが商工会の会員であるがなかるが、これはもう一向に差しつかえなしに全部貸します、それは当然そのとおりです。憲法十四条に基づいてもそのとおり。しかしながら、何か話を聞いてみると、記帳指導のところへ重点がいく答弁、強いにそこに比重がかかってくるのですが、そうしたら、この金を貸すのはそれがほんとうのねらいか、語るに落ちたのかと言わざるを得ないので、私は金を借りる一つの資格の要件について質問をしています。

ところが、その中身を読めば読むほど、どうやら金を借りようと思えばそちらのほうの拘束がきついなと思って調べてみたら、こういう「経営指導員必携」なり、「経営改善普及員必携」というようなものが出てきて、それで指導員というものは一体どれだけのものだろうと思って調べてみたら、先ほど読み上げたようにまことにお粗末な構成である。だから、この問題に重点を置くだけではないに、いま言うているのは、他に目的があってこういう制度をやられているのだという裏づけのほうが多いいです。

そこで、たとえばこういう新聞があるのです。これは一月八日の朝日新聞ですが、「小企業へ新融資制度、無担保無保証、難航のすえ創設決る」という題で、「これは、金融の常識に反する制度だとして、大蔵省は難色を示していたものだが、共産党系の民主商工会対策として自民党が創設を要求し、これを大蔵省も受入れたもの。これは朝日新聞で、民主商工会というものは共産党とは関係ありません。共産党は政党であります。民主商工会というものは任意の中小企業が集まって、その経営や税金やあるいは労災保険やら、いろいろなもの、いわゆる弱い者が集まって相互に知恵を出し合って、法律的なことは弁護士さんに相談するとか、あるいは帳面のことは計理士に相談するとか、そうして独立して現在全国に二十二万をこえる組織がある。それを、こういう共産党系という言い方にはわれわれは異論があるが「共産党系の民主商工会対策として自民党が創設を要求し、これを大蔵省も受入れたもの。」これは朝日新聞。同じく十四日の日刊工業新聞は「各地で共産党系の民商の組織活動が根をおろしはじめているので、自民党としてこれに対抗するため商工会の機能を拡充し、商工業者の票をつかもうというわけだ。」これは座談会です。こういうようなことを、マスコミさんは、その中を、ちゃんとそちらの意図をくんで書いておられるのでしようが、こういうことでこの小企業融資というものが始まっているのですか、長官。

○駐政府委員 その新聞の記事はよく存じませんが、中小企業庁としてそれはあずかり知らね記事でございます。

○神崎委員 それではこれには全然関係ないというわけですね、そういうことも考えてない、純粋に今度は中小企業に金を貸すのだ、そういうことですか。

○駐政府委員 さようでございます。

○神崎委員 それから、関連して、先ほど長官も認められているように、小企業というのはたいして少人数なんです。夫婦でやっているところ、子供を入れたる家内工業です。こういう場合に、

窓口に来てもらうこともあるが、巡回することもあると言われたが、これはできるだけ機構を充実して、さいぜん中曾根さんも言われたが、可及的にすみやかに充実をして相談に行ってもらおう。で、窓口へ呼び出されて行っておいたら、その日一日も仕事にならないですね。きょうび百万円、五十万円の運転資金なんていいますけれども、それこそマンシンの敷金にも足らない、そのくらの金なんです。それを借りるためにこれだけのいろいろな角度からの制肘があって、その上にまた一日棒に振って窓口にとにかく言わなければならぬのですが、できるだけはひとつ巡回その他で行ってもらいたいと思うのですが、そういうことにしようと思えば、先ほどあげたいような東京では三十四万二千七百八十、大阪では五十三人、堺で八人、これはどのくらいふやしたら中小企業サービスが裏づけられるようなことになるのですか。それを聞かしてくださいます。どのくらいふやしたら、かゆいところに手が届くくらいな体制になるのですか。

○駐政府委員 先ほど東京の例を御指摘になりましたが、現状はまさにそのとおりでございます。そこで、大臣からも申し上げたと思えますが、やはり地方と違ひましてこれだけ大きな大都會地でございまして、一カ所に会議所があつて、そこに指導員が幾らおつても、なかなかお互いに徹底しないというところで、近年努力をいたしまして東京でも支部を順次整備しつつございまして、やはり支部をつくりまして、これだけ広い地域でございまして、また、それぞれの支所に行けば指導を受ける。こういふふうな状態に持っていくことが方向だろうと思ひます。そこで、現在一番不足しておりますのはその支所の数と、それからそこに置かるべき指導員の数だと思ひます。今後予算措置に十分努力をいたしまして、今年度も若干は、昨年よりはふえておりますが、まだまだ不十分でございますので、今後もそちらの面は鋭意努力をいたしたい、かように考えます。

○神崎委員 だから先ほど私が申し上げたように、商工会議所とか商工会だけでやろうとするからたいへんなことになって、五十万円の金を貸すために人件費が百万円も百五十万円も要するようなことになつちゃうのです。それよりも各行政区にある区役所の商工課とかあるいは市民課とか、そういうようなところを利用して、そこでやってみたら、もつとも効果があつて効率的になる、こう思ひます。

時間がないので、続いていきますが、次に、この金は、据え置き期間をなぜ設けなかったのですか。いわゆる設備投資や運転資金、こういうものについては、いままでの融資制度というものは大体六ヶ月から一カ年くらいの据え置き期間があつたのですが、この場合には、なぜそれが無いのですか、目的が金を貸すということならば、たとえば五年、十年というふうな長期のものでございまして、いまの政府関係機関の融資でも全部、据え置き期間が半年とか一年とかいうものは設けておりますが、この資金は少額であるといふうなこともございまして、なるべく広い層に及ぼしたいというふうなこともございまして、百万円程度というふうなことでございまして、期間も二年程度という短い期間にしております。その中でして据え置き期間をつくるかどうか。これは財政当局ともいふいろいろな検討した点でございまして、スタートの昭和四十八年度において、据え置き期間については特別の定めなくやってみる、こういうことに決着したわけでございます。現在国民公庫で三百万円以下の、保証人だけで融資をするといういわゆる生業資金貸し付けがございまして、たしかこの場合にも特に据え置き期間というものは設けられていない、かように考えております。こういう点についても、実は私も中小企業庁としては、今後実際にやってみて、その実態も見ましてはたして二年でいいのかどうか、あるいは据え置き期間というものが全然なくて、そうしてはんとに効果があるかどうか

○神崎委員 だから先ほど私が申し上げたように、商工会議所とか商工会だけでやろうとするからたいへんなことになって、五十万円の金を貸すために人件費が百万円も百五十万円も要するようなことになつちゃうのです。それよりも各行政区にある区役所の商工課とかあるいは市民課とか、そういうようなところを利用して、そこでやってみたら、もつとも効果があつて効率的になる、こう思ひます。

というふうな点については、十分実情を見た上で検討を続けたい、かように考えております。

○神崎委員 さらに、これについては金利を先ほども七%にしたとおっしゃるが、同時にこの国会に提出を予定されている中小小売商業の振興法、これも小売商業の近代化をねらっているのですが、これは無利子ですね。この商店のほうは無利子で、中小企業の場合は七%という利率を取られて、しかも据え置き期間もない。これはなぜこういう差別があるのですか。

○政府委員 政府機関を通じて行ないます政策金融のあり方については、これはいろいろな御批判もあり、御意見もあるのは、私は当然であると思います。また、そういう御意見を十分聞きまして改善の方向に努力するというのが私どもの任務であると思っておりますが、いま無利子で商業に貸すと仰せになりましたのは、商店街をもう全部全面改組してしまうというふうな場合でございます。なかなか地域の商業振興の基本になるような大事業でございますけれども、実際にやるとなると、どこか例を見ましても甲論乙駁、なかなか犠牲が多いものでございますから、なかなか進まない。しかも、商店街でございますから、地域住民に非常に大きな影響もある。何とかこれを早急に推進する必要があるというふうなところから、これは中小企業振興事業団では、従来から工場アパートでありますとか、あるいは寄り合い百貨であるとか、いろいろな零細企業を対象にしたものについても相当ソフトな条件で融資しておりますが、今回は商店街の全面改組というふうなものを非常に急がれるということで取り上げまして、特にその制度の適用対象にしたというわけでございます。零細小規模金融のほうも、できれば金利を少しでも下げたいというところは、私どもの正直な気持ちでございますが、一人一人の企業が本来金を少しでも有利な条件で借りたいということがあって、個々に対する融資の施策でございますから、いきなり無利子というところまでは踏み切っておられぬ、こういう実情でございます。

ま行政上いろいろ苦心をしてやっておる制度でございまして、こういう点については、今後もしいろいろ前向きに全体的に検討すべき問題であらうと承知しております。

○神崎委員 最後に、そもそも今度のこの問題は円あるいはドル問題が起ころうとも起ころなくとも、政府は出そうというふうにしておられたものか、あるいは円対策として急遽このことをお考えになったのですか、どちらですか。

○政府委員 率直に申し上げます。この構想をぜひ実現しようということで大蔵省に予算要求いたしましたのは昨年の夏でございます。今回の円・ドル問題というふうなことはもちろん考えておりませんでしたが、すでに第一次のドル・ショックというものがございまして、かつ零細企業も、商業でも資本の自由化問題とか、工業でも後進国の追い上げとか、いろいろなことがある。その中で工業も商業も零細なものほどたいへんであるという問題意識は十分にございました。

○神崎委員 税金も、国税も地方税もすべて完納し、営業が一年続けられていた、そういうところではショックもやまされた形でやられているところもあると思うのです。ほんとうにいま困っている人たちは、先ほど私が申し上げましたように無利子で、そして一年や二年の長期据え置きでほんとうに救済するため、この問題の起こる以前に考えられたことであっても、これをそういう形の性格に少なくとも転換をしてもらって、そしてもっともこの利用が安易に、容易にできるような形にしてほしい、またそうするべきだ、それがないから、いわゆる中曽根大臣の所信表明の中にある万全を期すという形にもそぐわない、こういうふうに思いますので、どうしても、これをそういう形の方向へやらなければならないと思うのです。

それについて関連して申し上げますけれども、国がいまこんなことを言っていることはまことに恥ずかしい。すでにこの中小企業に対する金融対策というものは、特に前回のドル・ショック

以後東京都では、前年度は百万円、現在百五十万円、そしてこれは無担保、無保証です。四十六年度は、二百四十九件で一億四百万、ことは、まだ年度がきておりませんから、四十七年の十二月末現在です。これを利用した人が四千二百九十九件、三十二億八千三百万円、京都は百五十万円、これも無担保、無保証、四十六年は三千五百五十一件で二十七億二千四百万円、これが四十七年の十二月末現在で千六百七十五件、十四億七千万円、大阪府は現在百五十万円ですが、この四月からは二百万円を予定している。これが四十六年度で六千八百二十五件、四十七億七千八百万円、四十七年度、これは十二月末現在、五千三百十四件で四億三千七百万円、この三つの都市ですべてに件数にしてから一万一千百九十八件、金額ではどれだけ出しているかといえ、もうすでに百六十七億九千三百四十四万円出しているのです。昨年度のドル以降、担保なし、保証人なしです。たった三つの都市ですらこういう対策がもうすでに行なわれ、一年半のことが経過されて、十二月末現在でこういう数字がいま出ている。いまごろ国が、しかもいような制肘をつけた上でこういうような小口の融資というものは、およそ立ちおくれ、あと追いつころか、結果から評価するならば、国民から見では非常に期待がはずれているんだ。ましてや、新聞報道でこのように報道されるような——青色であらうと白色であらうと、特定の団体であらうかならうが、全部公平に扱うということを言われたから、その点については追及はしません、が、もっとも大幅な、もっともと案な形で金融をしていただく、またしなければならぬ。また、われわれもこのことについては今後追及していく、て、どんだんとこの点を拡充強化していく、こういうふうなやってもらいたい、またやらなければならぬ、このことを申し上げて終わります。

○浦野委員長 次回は、明二十八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

商工委員会議録第二号中正誤

ページ 段行 誤 物質 正

